

近畿ブロック発注者協議会（第9回）幹事会

日時：平成26年 6月26日（木）
14：00～16：00

場所：大阪合同庁舎第1号別館2F大会議室

議 事 次 第

I. 開 会

II. 挨拶

III. 議 事

1. 近畿ブロック発注者協議会について
2. 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組みについて
 - (1) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」等の改正について
 - (2) 総合評価方式の導入・拡大について
 - (3) 社会保険等未加入対策について
 - (4) 公共事業の円滑な施工確保対策について
3. 近畿地方整備局における業務等の品質確保対策について
4. その他

IV. 閉 会

~~~~~ 【 配 布 資 料 】 ~~~~~

- 議事次第
- 幹事会出席者名簿、配席図
- 資料-1 近畿ブロック発注者協議会について
- 資料-2 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組みについて
- 資料-3 近畿地方整備局における業務等の品質確保対策について

~~~~~

# 1. 近畿ブロック発注者協議会について

- (1) 協議会の設立趣旨
- (2) これまでの経緯
- (3) これまでの取り組み



国土交通省

平成26年6月26日

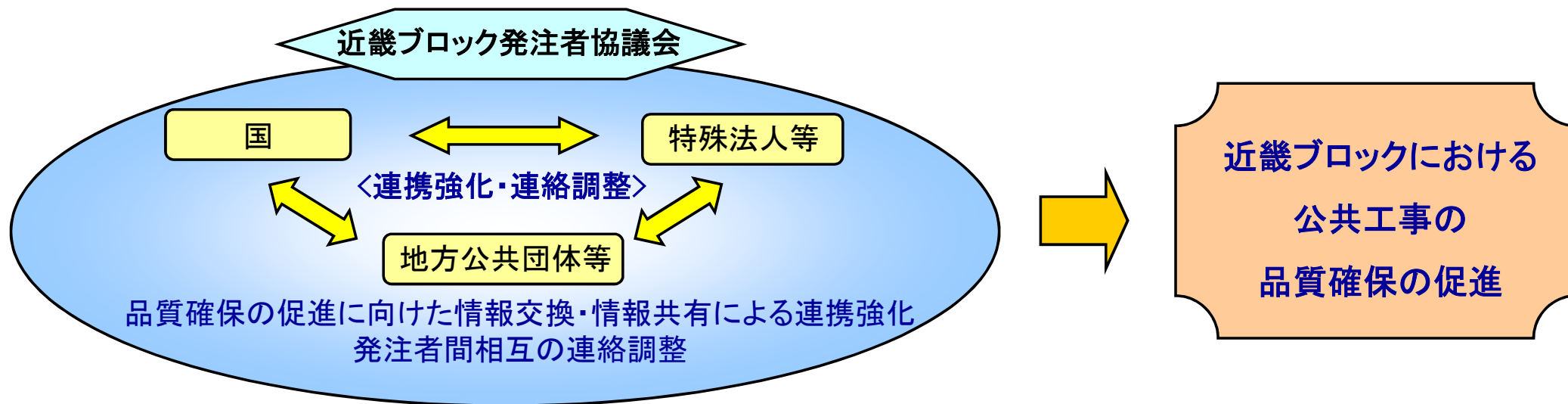


# (1) 協議会の設立趣旨

## 発注者協議会設置の背景

- 平成17年4月に「品確法」が制定。公共工事の品質確保は全ての発注者の責務に。
- しかし、地方公共団体において総合評価方式の普及が遅れていること等の課題が指摘され、公共工事の品質確保に懸念。
- 平成20年度3月28日の品確関係省庁連絡会議申し合わせ「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」においても、「上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。」と記載されており、平成20年11月13日に第1回発注者協議会を設置・開催に至った。

## 発注者協議会の役割





# (1) 協議会の設立趣旨

## 協議会の参加機関(協議会・幹事会で構成)

### ■国の地方支分局【 14機関 】

近畿管区警察局、近畿財務局、大阪国税局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方環境事務所、近畿中部防衛局、大阪高等裁判所、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿地方整備局

### ■地方公共団体【 25機関 】

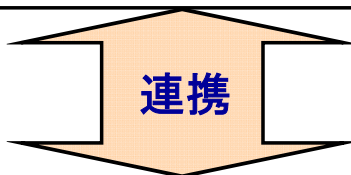
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、

※各府県代表市町村(福井市、池田町、近江八幡市、豊郷町、向日市、井手町、摂津市、千早赤阪村、芦屋市、多可町、御所市、高取町、新宮市、上富田町) ※平成25年5月末時点で、各府県市町村会長自治体による構成

### ■特殊法人等の支社等【 16機関 】

西日本高速道路(株)関西支社、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、新関西国際空港(株)、(独)京都国立博物館、(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業西日本支社、(独)都市再生機構西日本支社、(独)日本原子力研究開発機構関西光科学研究所、(独)日本原子力研究開発機構敦賀本部、(独)水資源機構関西支社、日本下水道事業団近畿・中国総合事務所

※下線は、新規参加機関



全 55機関

各府県地域発注者協議会

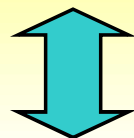


# (1) 協議会の設立趣旨

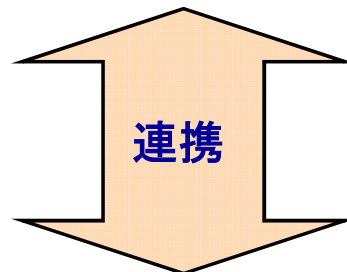
## 協議会の構成

近畿ブロック発注者協議会

全 55機関



幹事会



## 各府県ブロック協議会

- ・すべての市町村(近畿ブロックで215市町村)が参加することが条件
- ・福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の7ブロックで構成
- ・品質確保に関する情報共有及び総合評価方式の導入など年度ごとの目標を設定



# (2)これまでの経緯

### ■ブロック協議会の経緯





### 1. 総合評価方式の導入・拡大

#### ◆ 取組み

- ①各発注者(市町村を含む)に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ
- ②国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入
- ③技術者不足の市町村に対する技術支援体制(国、府県職員によるアドバイザー)づくり 等

#### ◆ 目標

- ①市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:80%(累計)
- ②市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:50%(単年度)
- ③府県政令市の工事発注件数に対する総合評価方式導入率 目標導入率:20%
- ④府県政令市の工事発注金額に対する総合評価方式導入率 目標導入率:50%

### 2. 品質確保に関する取組の情報共有・促進等

#### ◆ 取組み

- ①地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進
- ②工事成績評定データの共有化に向けた課題調整 等

#### ◆ 目標

- ①予定価格等の事後公表への移行

## 2. 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組みについて

- (1) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」等の改正について
- (2) 総合評価方式の導入・拡大について
- (3) 社会保険等未加入対策について
- (4) 公共事業の円滑な施工確保対策について



国土交通省

平成26年6月26日



**(1) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」等の  
改正について**


インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

## 品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

### <目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

#### ■ 基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保との中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等

 基本理念を実現するため

#### ■ 発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

#### ■ 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正

**品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定**  
**<建設業法等の一部を改正する法律>**

## 入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

### <目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的措置を規定

#### ■ ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

#### ■ 契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

## 建設業法の改正

### <目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

#### ■ 建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

#### ■ 適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

# 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

➤H26.4.4  
参議院本会議可決(全会一致)  
➤H26.5.29  
衆議院本会議可決(全会一致)  
➤H26.6.4  
公布・施行

- <背景>**
- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
  - 現場の担い手不足、若年入職者減少
  - 発注者のマンパワー不足
  - 地域の維持管理体制への懸念
  - 受発注者の負担増大

## **<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保**

### ☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
  - ・ **現在及び将来の公共工事の品質確保**
  - ・ 公共工事の品質確保の **担い手の中長期的な育成・確保**の促進
- 基本理念として、以下を追加
  - ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の **中長期的な育成・確保**
  - ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の **維持管理の実施**
  - ・ 災害対応を含む **地域維持**の担い手確保へ配慮
  - ・ **ダンピング受注の防止**
  - ・ **下請契約を含む**請負契約の適正化と公共工事に従事する者の **賃金、安全衛生等の労働環境改善**
  - ・ 技術者能力の資格による評価等による **調査設計(点検・診断を含む)**の品質確保 等

### ☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- **担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保**できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した **予定価格の適正な設定**
  - **不調、不落**の場合等における **見積り徴収**
  - **低入札価格調査基準**や **最低制限価格**の設定
  - **計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更**
  - **発注者間の連携の推進** 等
- 効果
- ・ **最新単価や実態を反映した予定価格**
  - ・ **歩切りの根絶**
  - ・ **ダンピング受注の防止** 等

### ☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- **技術提案交渉方式** → 民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- **段階的選抜方式** (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) → 受発注者の事務負担軽減
- **地域社会資本の維持管理に資する方式** (複数年契約、一括発注、共同受注) → 地元にも明るい中小業者等による安定受注
- **若手技術者・技能者の育成・確保**や **機械保有、災害時の体制等**を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に **緊密な連携**を図りながら協力
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の **運用指針**を策定

◎公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照表  
 ○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改正前                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 基本方針等（第九条―第十一条）</p> <p>第三章 多様な入札及び契約の方法等</p> <p>第一節 競争参加者の技術的能力の審査等（第十二条・第十三条）</p> <p>第二節 多様な入札及び契約の方法（第十四条―第二十条）</p> <p>第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等（第二十一条―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理</p> | <p>〔新設〕</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基</p> |

念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

〔略〕

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3| 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4| 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5| 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

6| 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

7| 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

8| 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない

〔新設〕

3| 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

4| 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

9| 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

10| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず、下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

11| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公

5| 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

6| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。

7| 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

〔略〕

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

〔国及び地方公共団体の相互の連携及び協力〕

第六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

〔新設〕

（発注者の責務）

第六条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完



督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号におい

成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

〔新設〕

て同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

(受注者の責務)

第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

2 公共工事の受注者(受注者とならうとする者を含む。)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のため

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

(受注者の責務)

第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

〔新設〕

に必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第九条 「略」

2 「略」

3 「略」

4 「略」

5 「略」

(基本方針に基づく責務)

〔新設〕

(基本方針)

第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第十条 〔略〕

（関係行政機関の協力体制）

第十一条 〔略〕

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等

（競争参加者の技術的能力の審査）

第十二条 〔略〕

第九条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあつては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（関係行政機関の協力体制）

第十条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に關し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

（競争参加者の技術的能力の審査）

第十一条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。)について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

## 第二節 多様な入札及び契約の方法

(多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択)

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

(競争参加者の技術提案を求める方式)

第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(競争参加者の技術提案)

第十二条 発注者は、競争に参加する者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。)に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

〔新設〕

争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

3| 発注者は、競争に付された公共工事につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立的かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4| 〔略〕

5| 〔略〕

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を

2| 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立的かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3| 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

4| 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

〔新設〕

評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

(技術提案の改善)

第十七条 [略]

2 第十五条第五項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(技術提案の改善)

第十三条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、

当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

2 前条第四項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

[新設]

3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十九条 発注者は、前条第一項の場合を除くほか、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十四条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くものとする。

〔新設〕

〔新設〕



活用及び発注者に対する支援等

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第二十一条 [略]

2 [略]

3 | 第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならぬ。

4 | 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

[新設]

3 | 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない

携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

らない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

〔新設〕

(国の援助)

第二十三條 国は、第二十一条第四項及び前条に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

〔新設〕

(公共工事に関する調査及び設計の品質確保)

第二十四條 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注に当たり、公共工事に基づき、競争に参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査すること、受注者となろうとする者に調査又は設計に関する技術又は工夫につ

〔新設〕

いての提案を求めることその他の当該業務の性格、地域の実情等に  
応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確  
保するよう努めなければならない。

2 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業  
務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関す  
る資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めな  
ければならない。

3 国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に  
応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資  
格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるよ  
うにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討  
を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後                                                                                                                                                                                 | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（技術提案）</p> <p>第十条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）<u>第十五条第五項本文、第十六条、第十七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の規定を準用する。</u>この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> | <p>（技術提案）</p> <p>第十条 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の規定による民間事業者の選定に先立って、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての提案（以下この条において「技術提案」という。）を求めよう努めなければならない。</p> <p>2 公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。</p> <p>3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）<u>第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条の規定を準用する。</u>この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> |

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 発注者の予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げが行われないよう、関係機関にその趣旨を徹底すること。

二 公共工事の入札不調等の発生の増加に鑑み、予定価格と実勢価格の乖離の対策として、本法に基づく見積徴収方式が発注者において活用されるよう促進するとともに、見積価格の妥当性を適切に確認し、適正な予定価格の設定を図ること。

三 多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合などの弊害が生ずることのないよう、その防止について十分配慮するとともに、入札契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずること。

四 段階的選抜方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基準にのっとり、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について十分な配慮を行うこと。

五 発注者を含む関係者が連携し、公共工事の受注者が、適正な額の請負代金での下請契約の締結、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者、技能労働者等の育成及び確保、これらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めるよう適切な措置が講じられること。

# 発注関係事務の運用に関する指針の策定について(項目イメージ)国土交通省

- 改正品確法に規定されている「発注者責務」を踏まえ、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通のルールとして、**発注関係事務の各段階で考慮すべき事項**や**多様な入札契約方式の選択・活用**について体系的かつ**分かりやすくまとめる**。
- 例えば、**ダンピング対策、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手確保・育成等の重要課題**に対して、各発注者による発注関係事務の適切な運用に資することを目的とする。

## 1. 発注関係事務の適切な実施について

- 公共工事の品質確保を図るため、各発注者は、(1)調査・設計 (2)発注準備 (3)入札・契約 (4)工事施工 (5)完成後の**発注関係事務の各段階で、以下の事項を考慮**する。

(1)調査・設計 >>> (2)発注準備 >>> (3)入札契約 >>> (4)工事施工 >>> (5)完成後

①事業目標の設定、事業全体の**工程計画の作成**

②調査・設計の特性等に応じた**入札契約方式の選択**

③技術者能力の資格による評価等による**調査・設計の品質確保**

⑧工事の特性等に基づいた**適切な技術提案審査項目の設定**

⑨発注見通しの公表・統合化、債務負担行為の活用等、**発注や工事施工時期の平準化**

④事業の特性等に応じた工事の**入札契約方式の選択**

⑤予算、工程計画等を考慮した**工事発注計画の作成**

⑥施工実態を踏まえた、**適切な設計書、図面、仕様書の作成**

⑦担い手の確保・育成に必要な**適正利潤を確保**するため、最新の市場実態等を踏まえた**予定価格、適正な工期等の設定**

⑩地域要件、施工実績等、必要に応じた**競争参加資格の設定**、**予定価格の事後公表等による適切な競争環境の確保**

⑪企業の**施工能力の適切な評価**、**ダンピング対策**(低入札価格調査基準の設定等)の**的確な実施**等、**適正価格での契約**

⑫不調・不落時の**見積徴集方式の活用**等、**円滑な施工確保対策**

⑬**公正性・透明性の確保**

⑭**施工実態**、**単価の変動**等を踏まえた**適切な契約変更の実施**

⑮**施工体制台帳の確認**等、**工事中の施工状況の確認**

⑯**施工現場における週休二日、労務単価の周知徹底**等、**労働環境の改善**

### (その他)発注体制の強化等

⑳必要な**職員の配置**、**民間能力の活用**等、**発注関係事務の品質確保**

㉑**工事成績データの共有化・相互活用**等、**発注者間の連携強化**

⑱**適切な完成検査・工事成績評定**

⑲**完成後一定期間を経過した後も含め、完成時の施工状況の確認・評価**

⑰**受注者との情報共有や協議の迅速化**等、**円滑な執行の確保**

## II. 事業の特性等に応じた工事の入札契約方式の選択・活用について

- 各発注者は、それぞれの技術力や体制を踏まえつつ、**事業の特性、地域の事情等に応じて**、多様な入札契約方式の中から適切な方式を選択、組み合わせて適用する。

### ○落札者の選定方法

#### 技術を評価して価格等を交渉する方法

- ・技術提案交渉方式

#### 段階的選抜方式

- ・第一段階で技術的能力等の評価で競争参加者を選抜する方式

#### 技術と価格を評価する方法

- ・総合評価落札方式(一般競争入札、指名競争入札)

#### 価格のみを評価する方法

- ・価格競争方式(一般競争入札、指名競争入札)

#### 特定の企業と契約する方法

- ・災害時の緊急随意契約等

### ○契約対象範囲等

#### 事業プロセスの範囲

- ・設計施工分離発注、設計施工一括発注、維持管理付工事発注 等

#### 工事の発注単位の範囲

- ・複数年契約、複数工事の一括発注、共同受注 等

#### 発注体制を補完する必要がある範囲

- ・発注者の各種マネジメント業務を民間に行わせるためのCM方式、事業促進PPP 等

### ○請負代金の支払額の決め方

#### 総価請負契約

- ・契約時に請負代金を確定

#### 単価・数量精算契約

- ・契約時に材料等の単価を合意し、工事完成後に実際に用いた数量で精算

#### コスト+フィー契約 オープンブック方式

- ・コストの実費にフィー(報酬)を加算して支払う。コスト情報を開示し、第三者等が監査

# ●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）  
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

## 背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。 → 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。 → 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

## 概要

### ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】  
➤ 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】  
➤ 談合の防止
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】  
➤ 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

### 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】  
➤ 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
- ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】  
➤ 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
- ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備<sup>(※)</sup>するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】  
➤ 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底
- ※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】
- ⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、  
現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

## 経緯

- 4/4 参議院本会議可決（全会一致）
- 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- 6/4 公布

## 施行日

- 公布の日（H26.6.4）に施行（③）
- 公布の日から1年以内に施行（①②⑤⑥⑦）
- 公布の日から2年以内に施行（④）



## (2) 総合評価方式の導入・拡大について

- ①総合評価方式の実施状況
- ②総合評価方式等に関する市町村等への支援策
- ③近畿地方整備局の取り組み
- ④低入札対策





# ①総合評価方式の実施状況

## 総合評価方式の実施状況（府県・政令市）【発注件数ベース】

H26.4時点

＜工事発注件数に占める総合評価導入率＞

◆近畿各府県において、平成25年度末実績は15%強であり、平成24年度と比較し微少だが減少している。また、協議会目標値(20%以上)を達成した府県は、2県となっている。

平成26年度の実施予定は平均で20%強となっており、目標を上回っている。

◆政令市において、導入率低迷が課題となっており、更なる導入拡大が必要である。

(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

| 地整 | 都道府県名        | 平成25年度<br>総合評価方式<br>実施件数 | 平成25年度<br>工事発注件数 | 総合評価<br>実施率    |              | 平成25年度<br>総合評価導入率<br>協議会目標に対する達成率 |              | 平成26年度<br>総合評価方式<br>実施件数<br>(予定) | 平成26年度<br>工事発注件数<br>(予定) | 総合評価<br>実施率  |
|----|--------------|--------------------------|------------------|----------------|--------------|-----------------------------------|--------------|----------------------------------|--------------------------|--------------|
|    |              | A                        | B                | A/B            | 目標値          | 達成率                               | A            | B                                | A/B                      |              |
| 近畿 | 福井県          | 346件                     | 2084件            | (14.6%)        | 16.6%        | 20%以上                             | 83.0%        | 450件                             | 2000件                    | 22.5%        |
|    | 滋賀県          | 125件                     | 1249件            | (7.8%)         | 10.0%        |                                   | 50.0%        | 140件                             | 1400件                    | 10.0%        |
|    | 京都府          | 194件                     | 1530件            | (14.9%)        | 12.7%        |                                   | 63.0%        | 200件                             | 1500件                    | 13.3%        |
|    | 大阪府          | 79件                      | 1146件            | (3.5%)         | 6.9%         |                                   | 34.0%        | 101件                             | 1056件                    | 9.6%         |
|    | 兵庫県          | 86件                      | 1857件            | (4.4%)         | 4.6%         |                                   | 23.0%        | 250件                             | 1850件                    | 13.5%        |
|    | 奈良県          | 399件                     | 1454件            | (29.4%)        | 27.4%        |                                   | 137.0%       | 370件                             | 800件                     | 46.3%        |
|    | 和歌山県         | 632件                     | 2505件            | (30.0%)        | 25.2%        |                                   | 126.0%       | 708件                             | 2456件                    | 28.8%        |
|    | <b>府県小計</b>  | <b>1861件</b>             | <b>11825件</b>    | <b>(15.8%)</b> | <b>15.7%</b> |                                   | <b>79.0%</b> | <b>2219件</b>                     | <b>11062件</b>            | <b>20.1%</b> |
|    | 京都市          | 19件                      | 461件             | (4.7%)         | 4.1%         |                                   | 21.0%        | 27件                              | 未定                       |              |
|    | 大阪市          | 2件                       | 1624件            | (0.1%)         | 0.1%         |                                   | 1.0%         | 0件                               | 1381件                    | 0.0%         |
|    | 堺市           | 26件                      | 536件             | (5.0%)         | 4.9%         |                                   | 24.0%        | 28件                              | 361件                     | 7.8%         |
|    | 神戸市          | 25件                      | 1062件            | (4.5%)         | 2.4%         |                                   | 12.0%        | 27件                              | 967件                     | 2.8%         |
|    | <b>政令市小計</b> | <b>72件</b>               | <b>3683件</b>     | <b>(2.4%)</b>  | <b>2.0%</b>  |                                   | <b>10.0%</b> | <b>55件</b>                       | <b>2709件</b>             | <b>2.0%</b>  |
|    | <b>近畿合計</b>  | <b>1933件</b>             | <b>15508件</b>    | <b>(12.4%)</b> | <b>12.5%</b> |                                   | <b>62.0%</b> | <b>2274件</b>                     | <b>13771件</b>            | <b>16.5%</b> |

※ 工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする

(カッコ書き)はH24年度

※H26年度の予定について京都市が未定のため両市以外の集計としている



# ①総合評価方式の実施状況

## 総合評価方式の実施状況（府県・政令市）【発注金額ベース】

H25.4時点

＜工事発注金額に占める総合評価導入率＞

◆近畿各府県において、平成25年度末実績は48%弱であり、平成24年度と比較し6%以上増加しているが、協議会目標値(50%以上)を下回っている。また、協議会目標値を達成した府県は、4府県と昨年度の3県より増加。平成26年度の実施予定は、府県による差はあるものの、平均で50%を見込んでいる。

◆政令市において、1市が協議会目標値を達成した。

(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

| 地整 | 都道府県名 | 平成25年度<br>総合評価方式<br>に係る金額(億円) | 平成25年度<br>工事発注金額(億<br>円) | 総合評価<br>実施率 |       | 平成25年度<br>総合評価導入率<br>協議会目標に対する達成率 |        | 平成26年度<br>総合評価方式<br>に係る金額<br>(億円)予定 | 平成26年度<br>工事発注金額(億<br>円)予定 | 総合評価<br>実施率 |
|----|-------|-------------------------------|--------------------------|-------------|-------|-----------------------------------|--------|-------------------------------------|----------------------------|-------------|
|    |       | A                             | B                        | A/B         | 目標値   | 達成率                               | A      | B                                   | A/B                        |             |
| 近畿 | 福井県   | 376                           | 667                      | (53.0%)     | 56%   | 50%以上                             | 113.0% | 350                                 | 500                        | 70.0%       |
|    | 滋賀県   | 160                           | 447                      | (40.1%)     | 35.8% |                                   | 72.0%  | 178                                 | 500                        | 35.6%       |
|    | 京都府   | 94                            | 701                      | (19.5%)     | 13.5% |                                   | 27.0%  | 95                                  | 700                        | 13.6%       |
|    | 大阪府   | 693                           | 1279                     | (35.5%)     | 54.2% |                                   | 108.0% | 679                                 | 1481                       | 45.9%       |
|    | 兵庫県   | 225                           | 813                      | (18.4%)     | 27.6% |                                   | 55.0%  | 437                                 | 810                        | 53.9%       |
|    | 奈良県   | 326                           | 435                      | (65.6%)     | 74.9% |                                   | 150.0% | 297                                 | 354                        | 83.7%       |
|    | 和歌山県  | 558                           | 732                      | (78.5%)     | 76.3% |                                   | 153.0% | 568                                 | 718                        | 79.1%       |
|    | 府県小計  | 2,432                         | 5,074                    | (41.5%)     | 47.9% |                                   | 96.0%  | 2,604                               | 5,063                      | 51.4%       |
|    | 京都市   | 284                           | 450                      | (47.1%)     | 63.1% |                                   | 126.0% | 85                                  | 未定                         |             |
|    | 大阪市   | 15                            | 1,135                    | (1.2%)      | 1.4%  |                                   | 3.0%   | 0                                   | 未定                         |             |
|    | 堺市    | 58                            | 380                      | (11.3%)     | 15.3% |                                   | 31.0%  | 65                                  | 284                        | 22.9%       |
|    | 神戸市   | 98                            | 551                      | (18.4%)     | 17.8% |                                   | 36.0%  | 92                                  | 648                        | 14.2%       |
|    | 政令市小計 | 456                           | 2,516                    | (13.1%)     | 18.1% |                                   | 36.0%  | 157                                 | 932                        | 16.8%       |
|    | 近畿合計  | 2,888                         | 7,590                    | (32.5%)     | 38.0% |                                   | 76.0%  | 2,761                               | 5,995                      | 46.1%       |

※工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする (カッコ書き)はH24年度

※H26年度の予定について京都市・大阪市が未定のため両市以外の集計としている



# ①総合評価方式の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第9回)幹事会

## 総合評価方式の導入状況（市町村）【累計】

- ◆過年度実施を含む累計導入率(協議会目標値80%以上)は、平成25年度末で73%となっており、平成26年度新たに総合評価方式を行う予定としている自治体は‘なし’の状況である。
- ◆実施自治体の増加が見込まれなくなったため、各府県ブロック発注者協議会を活用し、未実施の自治体への助言を行うなど、導入を促す必要がある。

| 地整 | 府県名  | 平成23年度   |             |                 | 平成24年度   |             |                 | 平成25年度   |             |                 | 平成25年度実施結果     |              | 平成26年度見込み(5月時点) |             |                 |
|----|------|----------|-------------|-----------------|----------|-------------|-----------------|----------|-------------|-----------------|----------------|--------------|-----------------|-------------|-----------------|
|    |      | 府市町村数(A) | うち導入市町村数(B) | 総合評価導入割合(C=B/A) | 府市町村数(A) | うち導入市町村数(B) | 総合評価導入割合(C=B/A) | 府市町村数(A) | うち導入市町村数(B) | 総合評価導入割合(C=B/A) | 平成23年度協議会目標導入率 | 協議会目標に対する達成率 | 府市町村数(A)        | うち導入市町村数(B) | 総合評価導入割合(C=B/A) |
| 近畿 | 福井県  | 17       | 14          | 82%             | 17       | 14          | 82%             | 17       | 14          | 82%             | 80%以上          | 103%         | 17              | 14          | 82%             |
|    | 滋賀県  | 19       | 18          | 95%             | 19       | 18          | 95%             | 19       | 18          | 95%             |                | 119%         | 19              | 18          | 95%             |
|    | 京都府  | 26       | 9           | 35%             | 26       | 9           | 35%             | 26       | 11          | 42%             |                | 53%          | 26              | 11          | 42%             |
|    | 大阪府  | 43       | 16          | 37%             | 43       | 17          | 40%             | 43       | 17          | 40%             |                | 50%          | 43              | 17          | 40%             |
|    | 兵庫県  | 41       | 30          | 73%             | 41       | 30          | 73%             | 41       | 31          | 76%             |                | 95%          | 41              | 31          | 76%             |
|    | 奈良県  | 39       | 35          | 90%             | 39       | 36          | 92%             | 39       | 37          | 95%             |                | 119%         | 39              | 37          | 95%             |
|    | 和歌山県 | 30       | 30          | 100%            | 30       | 30          | 100%            | 30       | 30          | 100%            |                | 125%         | 30              | 30          | 100%            |
|    | 近畿管内 | 215      | 152         | 71%             | 215      | 154         | 72%             | 215      | 158         | 73%             |                | 80%以上        | 90%             | 215         | 158             |

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況 H26.4月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)



# ①総合評価方式の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第9回)幹事会

## 総合評価方式の導入状況（市町村）【単年度】

- ◆平成25年度近畿地方の市町村(7府県計:215市町村)における総合評価の実施率(協議会目標値50%)は、平成25年度末で24%(52市町村)と平成24年度末の28%(60市町村)から減少している。また、平成26年4月での実施見込みは23%で平成25年度実績を下回る予定となっており、導入率は下がってきている。
- ◆府県ブロック発注者協議会を活用し、未実施の自治体の促進のみならず、過年度実績があるが現在実施していない自治体についても継続した実施に向けての取り組みの強化が必要である。

| 地整 | 府県名  | 平成20年度      | 平成21年度      | 平成22年度      | 平成23年度      | 平成24年度      | 平成25年度     |                 |                    | 平成26年度見込み(5月時点) |                 |                    |
|----|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----------------|--------------------|-----------------|-----------------|--------------------|
|    |      | 市町村総合評価導入割合 | 市町村総合評価導入割合 | 市町村総合評価導入割合 | 市町村総合評価導入割合 | 市町村総合評価導入割合 | 府県内市町村数(A) | うち総合評価導入市町村数(B) | 市町村総合評価導入割合(C=B/A) | 府県内市町村数(A)      | うち総合評価導入市町村数(B) | 市町村総合評価導入割合(C=B/A) |
| 近畿 | 福井県  | 65%         | 47%         | 41%         | 35%         | 29%         | 17         | 4               | 24%                | 17              | 4               | 24%                |
|    | 滋賀県  | 73%         | 42%         | 53%         | 42%         | 32%         | 19         | 3               | 16%                | 19              | 6               | 32%                |
|    | 京都府  | 23%         | 23%         | 19%         | 19%         | 19%         | 26         | 7               | 27%                | 26              | 3               | 12%                |
|    | 大阪府  | 19%         | 23%         | 23%         | 23%         | 19%         | 43         | 6               | 14%                | 43              | 6               | 14%                |
|    | 兵庫県  | 44%         | 46%         | 37%         | 27%         | 15%         | 41         | 9               | 22%                | 41              | 7               | 17%                |
|    | 奈良県  | 77%         | 74%         | 59%         | 51%         | 64%         | 39         | 21              | 54%                | 39              | 17              | 44%                |
|    | 和歌山県 | 77%         | 53%         | 33%         | 13%         | 17%         | 30         | 2               | 7%                 | 30              | 6               | 20%                |
|    | 近畿管内 | 52%         | 45%         | 37%         | 30%         | 28%         | 215        | 52              | 24%                | 215             | 49              | 23%                |

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況 H26. 4月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)



### 1) 講習会の開催

- ・ 公共工事の品質確保促進を目的とした総合評価方式の導入やダンピング対策などについて、国・府県連携による講習会を平成23年度から継続して、実施
- ・ 平成25年度は9月4日開催、平成26年度は9月上旬開催予定

### 2) 研修の開催

- ・ 総合評価方式を主体とした近畿地方整備局主催の「建設生産システム」研修に平成26年度も地方自治体の受講生を受け入れる
- ・ 平成26年度の近畿地方整備局主催の研修の内、18コース(255名)で受講生を受け入れる予定としており、平成25年度の8コース(35名)から大幅に拡大

### 3) 府県ブロック協議会を活用した情報共有

- ・ 府県における技術審査会等への国職員の派遣、市町村における技術審査会等への府県職員の派遣を更に進める
- ・ 府県ブロック協議会の開催を継続していただくとともに、講師等に国・府県職員を派遣する

### 4) 総合評価実施参考事例集の作成

- ・ 平成25年度に作成した総合評価落札方式の事例集を今後も継続的に更新し、提供する



## 「総合評価落札方式に関する技術評価」講習会の概要

### ◆主 旨：

地方自治体を対象に、総合評価落札方式の普及・拡大に向けた、技術評価等に関する講習会として平成23年度より実施

### ◆開 催 日：

平成25年9月4日(水)

### ◆プログラム：

①公共工事の品質確保

②近畿地方整備局における入札契約方式等及び建設コンサルタント業務等における品質確保対策の取り組み

③技術提案書の求め方と評価(河川編)

④技術提案書の求め方と評価(道路編) <以上、近畿地方整備局>

⑤滋賀県における総合評価方式の取り組み<滋賀県>

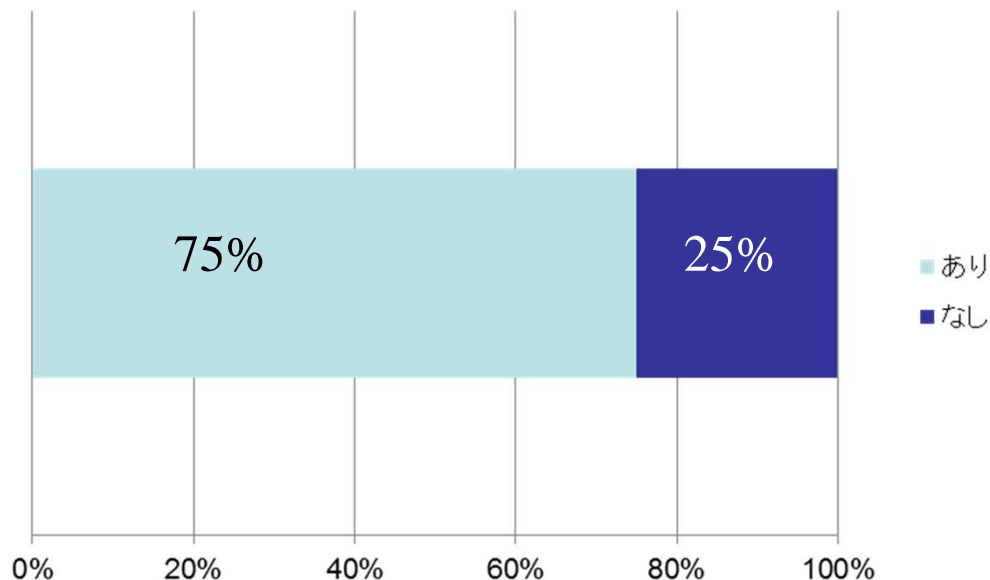
### ◆アンケート調査の目的

総合評価落札方式の導入に関する地方自治体のニーズを把握し、総合評価落札方式の普及・拡大に向けた、今後の方向性を確認する。

・講習会参加機関：62名（53機関）

府県政令市 10名（7機関）、他市町村 52名（46機関）

### ◆アンケート回答機関の総合評価落札方式の導入実績



◆アンケート回答：52名（48機関）

府県政令市 9名（7機関）、他市町村 43名（41機関）

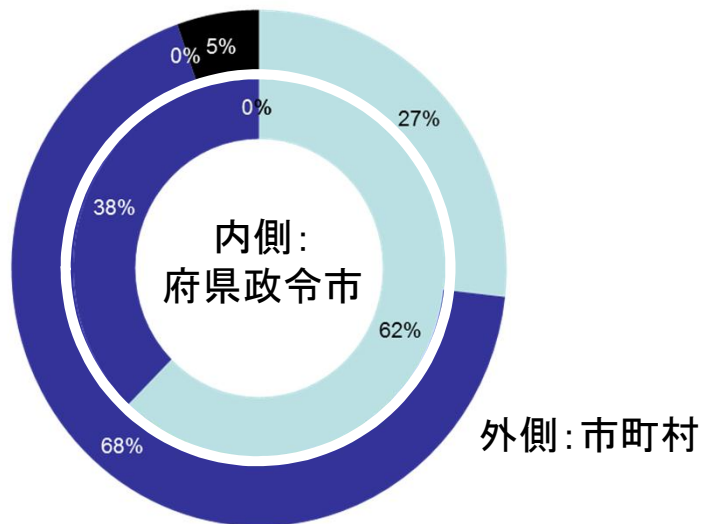




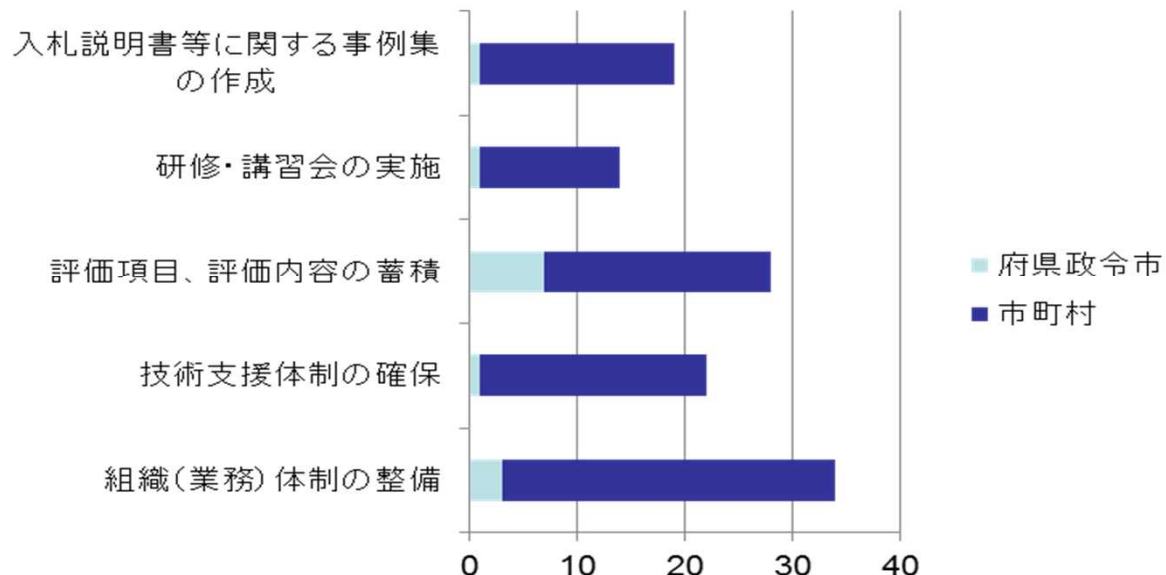
# 1) 講習会の開催（導入・拡大に向けた対応）

### 講義内容の理解状況

■参考になった ■部分的に参考になった ■あまり参考にならなかった ■全く理解できなかった



### 国・府県に対し期待すること



## ■対応方針

### <近畿地方整備局の対応>

- ◇引き続き、講習会を開催し、府県毎、市町村毎の意見交換の時間を確保する
- ◇市町村レベルの事例をとりまとめ、周知する
- ◇新たな方式があれば、紹介していく
- ◇問合せ窓口を設定する(企画部 技術管理課)

### <府県への要望>

- ◇府県ブロック協議会での取り組みを継続する
- ◇自治体からの問合せ窓口を設定する





## 2) 研修の開催

### 平成26年度管内研修への自治体等職員の受入予定

平成26年度は管内研修のうち、18コース(255名)において受講していただく予定

機関別・研修コース別受講希望人数表

|                  | 福井県 | 滋賀県 | 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 和歌山県 | 京都市 | 大阪市 | 神戸市 | 堺市 | 池田市 | 向日市 | 八尾市 | 尼崎市 | 加古川市 | 泉大津市 | 岸和田市 | 富田林市 | 宇治市 | 八幡市 | 和歌山市 | 橋本市 | 有田川町 | 神河町 | 日高川町 | 水資源機構 | 阪神高速 | 本四高速 | 大阪広域 | 合計 | 受け入れ枠 | 備考 |     |  |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|------|-----|-----|------|-----|------|-----|------|-------|------|------|------|----|-------|----|-----|--|
| 河川管理             |     | 1   |     |     |     | 1   | 1    |     |     |     |    |     |     |     |     |      |      |      |      |     |     |      |     |      |     |      |       |      |      |      | 3  | 5     |    |     |  |
| ダム・砂防            | 1   |     |     |     |     |     |      |     |     |     |    |     |     |     |     |      |      |      |      |     |     |      |     |      |     |      |       |      |      |      | 1  | 5     |    |     |  |
| 環境技術             |     |     |     |     | 2   |     | 1    |     |     |     |    |     |     |     |     |      | 1    |      |      |     |     |      |     |      |     |      |       |      |      |      | 4  | 5     |    |     |  |
| 道路管理             |     |     | 1   |     |     |     |      | 1   |     | 1   |    | 1   | 1   | 1   | 2   |      |      | 1    |      |     |     | 1    |     |      |     |      |       |      |      |      | 9  | 5     |    |     |  |
| 建設生産システム(監督員級)   |     |     |     |     |     |     |      | 1   | 1   |     |    |     |     |     | 1   |      |      |      |      | 1   |     |      |     |      |     |      |       |      |      |      | 4  | 5     |    |     |  |
| 建設生産システム(事務所係長級) |     |     |     |     |     |     |      |     |     |     |    |     |     |     | 1   |      |      |      |      |     |     |      |     |      |     |      |       |      | 1    | 2    | 5  |       |    |     |  |
| 広域・都市計画          |     |     |     |     |     |     | 2    |     |     |     |    |     |     |     |     |      |      |      |      |     | 1   |      |     |      |     |      |       |      |      |      | 3  | 5     |    |     |  |
| 橋梁技術(初級I)I期      | 1   |     | 1   |     | 1   |     | 1    | 1   | 1   |     |    | 1   |     |     | 1   |      |      | 1    |      |     | 1   | 1    |     | 2    |     | 1    |       |      |      |      | 14 | 35    |    |     |  |
| 橋梁技術(初級I)II期     |     |     | 2   |     |     | 1   |      |     |     |     |    | 1   |     |     | 1   |      |      |      |      |     |     | 1    | 1   |      | 1   | 1    |       |      |      |      | 9  | 35    |    |     |  |
| 橋梁技術(初級I)III期    |     | 1   | 1   |     |     |     | 1    |     |     |     |    |     | 1   |     |     | 1    |      |      |      |     |     | 1    |     |      |     |      |       |      |      |      | 6  | 35    |    |     |  |
| 橋梁技術(初級I)IV期     | 1   |     |     |     |     |     | 1    |     |     |     |    |     |     |     | 1   |      | 1    |      |      |     | 1   | 1    |     |      |     |      |       |      |      |      | 7  | 35    |    |     |  |
| 橋梁技術(初級II)       |     |     |     |     | 1   |     |      |     |     |     |    |     |     |     |     |      |      |      | 2    |     |     |      |     |      |     |      |       |      |      |      | 3  | 30    |    |     |  |
| 道路土工             |     |     |     |     | 1   |     |      |     |     |     | 1  |     |     |     |     |      |      |      |      |     |     |      |     |      |     |      |       |      |      |      | 2  | 20    |    |     |  |
| トンネル             | 1   |     |     |     | 1   |     |      |     |     |     |    |     |     |     |     |      |      |      |      |     |     |      |     |      |     |      |       |      |      |      | 2  | 10    |    |     |  |
| 新技術・情報化施工        |     |     |     |     |     |     |      |     |     |     |    |     |     |     | 1   |      |      |      |      |     |     |      |     |      |     |      |       |      |      |      | 1  | 5     |    |     |  |
| 河川技術(上級)         |     |     | 1   |     | 1   | 1   | 3    |     |     |     |    |     |     |     |     |      |      |      |      |     |     |      |     |      |     |      |       |      |      |      | 6  | 5     |    |     |  |
| 構造物設計            |     |     | 1   |     | 1   |     |      |     |     |     |    |     |     |     | 1   |      |      | 1    |      |     |     |      |     |      |     |      |       |      |      |      | 4  | 5     |    |     |  |
| 建設生産システム(主任監督員級) |     | 1   |     |     |     |     |      |     |     |     |    |     |     |     |     |      |      |      |      |     |     |      |     |      |     |      |       |      |      |      | 1  | 5     |    |     |  |
| 合計               | 4   | 3   | 7   | 0   | 8   | 3   | 10   | 2   | 3   | 0   | 2  | 2   | 2   | 1   | 9   | 1    | 1    | 4    | 2    | 2   | 3   | 3    | 3   | 3    | 2   | 1    | 2     | 0    | 0    | 0    | 0  | 1     | 81 | 255 |  |



# 3) 府県ブロック協議会を活用した情報共有

近畿ブロック発注者協議会  
(第9回)幹事会

## 取り組み状況、今年度の予定について

|      | H25年度府県ブロックの実施状況                                                                                                                                                                           | H26年度府県ブロックの取り組み予定                                                                                                                                                                  | 課題                                                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福井県  | 11月22日 公共工物品質確保推進協議会<br>(福井県ブロック協議会)<br>「入札契約制度をめぐる最近の動きについて」<br>「官製談合防止」<br>「総合評価方式の導入・拡大と対策」                                                                                             | 今年度も引き続き、1回、8～9月頃、開催予定                                                                                                                                                              | 市町の総合評価の実施率が上がらない                                                                                     |
| 滋賀県  | 滋賀県公共工事契約業務連絡協議会の開催<br>H25.7.17(入札・契約制度の改善)                                                                                                                                                | 滋賀県公共工事契約業務連絡協議会の開催(H26.6.23)<br>・一般競争入札の導入・拡大<br>・総合評価方式の積極的な導入・拡充                                                                                                                 | 総合評価方式の未導入の市町があるため、引き続き本協議会を中心に、入札契約制度の改善を図っていく。                                                      |
| 京都府  | 京都府公共工事発注者協議会2回開催<br>(H25.9.2及びH26.2.7)                                                                                                                                                    | 2回開催<br>(H26.9及びH27.2開催予定)                                                                                                                                                          | ・入札契約制度や建設行政に係る現状・動向                                                                                  |
| 大阪府  | 大阪府公共工事入札・契約事務連絡協議会研修会の場で、発注者協議会の情報提供や総合評価、実績申告型の大阪府の取り組み状況を説明。個別には、総合評価落札方式等に係る質問対応や、市町村に総合評価委員の派遣を行った。                                                                                   | 引き続き、市町村のニーズを把握し、それに即した情報発信を行っていく。                                                                                                                                                  |                                                                                                       |
| 兵庫県  | 「兵庫県公共工事契約業務連絡協議会」において、入札契約制度や総合評価落札方式の取組について情報提供を行うとともに、市町に対して、総合評価落札方式の拡充に向けた取り組みを依頼                                                                                                     | 「兵庫県公共工事契約業務連絡協議会」(5/16開催)において、入札契約制度や総合評価落札方式の取組について情報提供を行うとともに、市町に対して、総合評価落札方式の拡充に向けた取り組みを依頼<br>・総合評価落札方式の概要説明<br>・総合評価落札方式の取組状況<br>・本県及び各市町における導入実績の報告<br>・本県における各市町への支援体制に関する説明 | 特に市町における総合評価落札方式の導入に向けた課題は、入札・契約における事務量の増大と人材不足である。                                                   |
| 奈良県  | 平成25年10月30日に奈良県発注者協議会を開催し、公共工物品質確保の促進に関する情報共有・総合評価方式の導入目標を設定。<br>【協議会の要旨】<br>・近畿ブロック発注者協議会(H25.8.26)の資料を活用した情報提供<br>・総合評価落札方式の導入意義<br>・市町村における総合評価の導入状況(H24)と、導入目標の設定(H25)<br>・奈良県の取組みについて | 今年度も10月頃に奈良県発注者協議会を開催する予定。<br>【協議会の要旨(予定)】<br>・近畿ブロック発注者協議会の資料を活用した情報提供<br>・総合評価落札方式の導入意義<br>・市町村における総合評価の導入状況(H25)と、導入目標の設定(H26)<br>・奈良県の取組みについて                                   | 市町村では技術系職員が不足しており、さらなる奈良県の技術支援(指導)が必要。<br>→総合評価方式の学識対応<br>→社会資本等の総点検に係る市町村支援<br>→紀伊半島大水害の復興に係る市町村支援   |
| 和歌山県 | 和歌山県公共工事契約業務連絡協議会を活用(H25.7.30開催)<br>・公共工物品質確保について(総合評価方式の取り組み状況と活用)                                                                                                                        | 今年度も県内市町村への総合評価方式の導入拡大に向け、和歌山県公共工事契約業務連絡協議会の活用し、啓発・支援を行う(H26.7.16開催予定)                                                                                                              | 市町村の総合評価落札方式導入拡大<br>・累計導入率(80%以上)は達成しているが、単年度導入率は減少傾向(H25年度実績10%)<br>・単年度導入率(50%以上)の達成に向けた啓発、支援の継続が必要 |



## 4) 総合評価実施参考事例集の作成

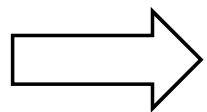
### <昨年度作成の事例>

市町村向け総合評価実施参考事例(案)として作成

1. 施工能力評価型(Ⅱ型)(特別簡易型)の評価項目及び評価基準の設定例(4事例を紹介)
2. 事後審査型の活用事例(2事例を紹介)

### <今年度の追加事例>

1. 総合評価方式の取り組み状況と活用
2. 入札・契約制度の拡充(①品質確保、②担い手確保、③不正根絶への取組)
3. 自己評価方式の運用
4. 地域企業・若手技術者の育成
5. 企業の施工能力等に係る評価基準例
6. 条件付一般競争入札(実績申告型)の取組



市町村等の総合評価方式導入・拡大のための参考資料  
として活用

### ③近畿地方整備局の取り組み

1. 競争参加資格要件の緩和

2. 若手技術者の育成とベテラン技術者の活用に向けた取り組み

3. 二封筒事後審査型の実施

4. 一括審査方式の試行

5. 女性の活用促進

# 1. 競争参加資格要件の緩和

## ●目的

競争参加資格要件として同種工事の実績を求めているが、要件を緩和し参加者を増やすことで不調不落の防止対策とする。

## ●対象

技術者不足等により競争参加企業数が多く見込めないと推測される分任官工事

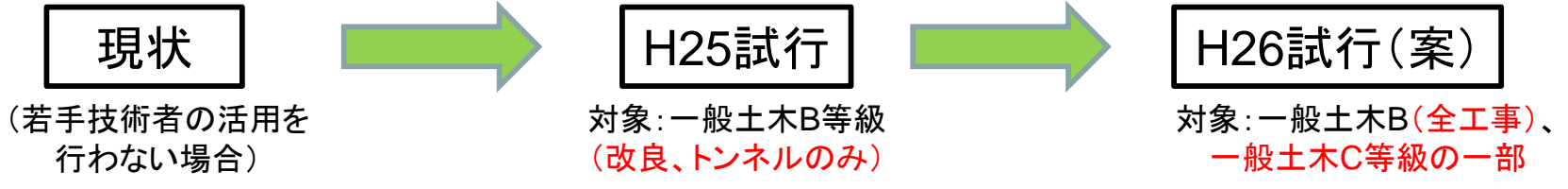
## ●緩和の事例

|        | 今回施工する<br>工事概要<br>(主たる工事内容)           |      | <競争参加資格要件><br>企業及び配置予定技術者に求める<br>同種工事の実績【緩和対象】 | <総合評価における評価項目><br>同種性の高い施工実績の設定<br>【現行どおり今回施工数量で設定】    |
|--------|---------------------------------------|------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 例<br>1 | 道路改良工事<br>(掘削80,000m <sup>3</sup> )   | (現状) | 道路工事における掘削(又は切土)の施工実績                          | 道路工事における掘削(又は切土)の<br>土量が80,000m <sup>3</sup> 以上であれば加点。 |
|        |                                       |      | ↓                                              |                                                        |
|        |                                       | (緩和) | 掘削(又は切土)の施工実績                                  |                                                        |
| 例<br>2 | 河川築堤工事<br>(築堤盛土53,000m <sup>3</sup> ) | (現状) | 河川堤防における築堤盛土の施工実績                              | 河川堤防における築堤盛土量が<br>53,000m <sup>3</sup> 以上であれば加点。       |
|        |                                       |      | ↓                                              |                                                        |
|        |                                       | (緩和) | 路体(築堤)盛土の施工実績                                  |                                                        |
| 例<br>3 | 橋梁下部工事<br>(鉄筋コンクリート橋台<br>H=15m)       | (現状) | 道路における鉄筋コンクリート構造の<br>橋台又は橋脚の施工実績               | 道路における鉄筋コンクリート構造の<br>橋台高さが15m以上であれば加点。                 |
|        |                                       |      | ↓                                              |                                                        |
|        |                                       | (緩和) | 鉄筋コンクリート構造物(プレキャストを除く)<br>の施工実績                |                                                        |
| 例<br>4 | 橋梁補修工事<br>(ひび割れ注入工200m)               | (現状) | 道路橋における橋梁補修の施工実績                               | 橋梁補修におけるひび割れ注入工の延長が<br>200m以上であれば加点                    |
|        |                                       |      | ↓                                              |                                                        |
|        |                                       | (緩和) | コンクリート構造物補修の施工実績                               |                                                        |

※今回、競争参加資格要件の緩和を行うが、総合評価における評価項目(加点の基準)は現行どおりとする。

# 2. 若手技術者の育成とベテラン技術者の活用に向けた取り組み 国土交通省

若手技術者の活用について、参入機会を拡大するため対象工事の拡大及び参加要件を緩和



**監理技術者**  
(専任)

過去15年間に同種工事の経験があること  
国家資格等を有すること

(※通常は配置を必要としない)

経験・資格は問わない  
(※監理技術者と兼務できる)

**若手**  
経験は問わない  
国家資格等を有してから  
**3年以上**

**指導員**  
過去15年間に同種工事の経験があること  
国家資格等を有してから  
**10年以上**

(※専任補助者は現場代理人と兼務とする)

**若手**  
経験は問わない  
国家資格等を有すること  
(年数規定無し)

**指導員**  
過去15年間に同種工事の経験があること  
国家資格等を有してから  
**5年以上**

(※専任補助者は現場代理人と兼務とする)

**専任補助者**  
(専任)

**現場代理人**  
(常駐)

### 3. 二封筒事後審査型の実施

#### (目的) 不正が発生しにくい入札・契約制度を確立

- ・入札書と技術資料を同時提出(二封筒)
- ・予定価格は入札後に決定

#### ◇不正が発生しにくい入札・契約制度への見直しに関する基本的な考え方

- ①二封筒(入札書と技術資料の同時提出)方式の採用  
⇒ 技術評価点が漏洩したとしても入札価格の調整・操作を防止
- ②競争参加資格確認の事後審査型の採用  
⇒ 競争参加者の入札前の判明を防止
- ③予定価格作成後の工事費内訳書確認の採用  
⇒ 工事費内訳書に応じた予定価格の不正操作を防止
- ④予定価格の入札後決定の採用  
⇒ 入札前の予定価格漏洩を防止
- ⑤積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保  
⇒ 予定価格、総合評価点、入札参加予定者などの機密情報を知っている者の分離・限定
- ⑥入札参加予定者名のマスキングの徹底  
⇒ 入札参加予定者名を秘匿することにより公正な審査・評価を担保

#### ◇対象工事

- ①施工能力評価型を適用する工事
- ②一般土木工事
- ③1件につき予定価格が6千万以上3億円未満の工事  
上記を全て満たす工事を対象とする。



## 4. 一括審査方式の試行

### 目的

総合評価における技術力審査・評価を効率化

- ・企業の技術提案作成に関する負担を軽減
- ・発注者の技術審査に関する負担を軽減

### 概要

競争参加要件等を共通化できる複数の工事について、求める**技術資料の提出は1つのみ**とし、その評価結果を複数の工事の総合評価に利用する。また落札は**1抜け方式**を採用し、提出できる配置予定技術者は**1名のみ**とする。

また、求めるテーマ、施工計画については一括で審査する**各工事に共通する項目に限定**する。

### 適用条件

以下の条件をすべて満たす2以上の工事。ただし分任官発注で難易度が低い工事については、イ)からホ)までの条件をすべて満たせばよい。

イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事  
ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事

ハ) 工事種別及び等級区分が同じ工事

ニ) 施工地域が近接する工事

ホ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて  
同一日に行うこととしている工事

ヘ) 求める技術提案のテーマが同一となる工事(施工計画の場合も可)

ト) 技術的難易度について今回求めるテーマに関連のある項目の評価が同じ工事



## ○平成26年4月3日 参議院国土交通委員会 太田国土交通大臣答弁（概要）

女性の活用をもっと進めて行かなくてはならないと思っている。女性の技能労働者の数は平成24年度の時点で約9万人、全体の約2.7%にとどまっているが、3月に、日建連が「女性技能労働者活用のためのアクションプラン」を決定し、そこで女性技能労働者数について5年以内に倍増を目指すという打ち出しをした。

（略）

私は、国土交通省として、4月、ゴールデンウィーク前に、この建設産業に女性の技能者が集まるように、何らかの形で発信したいと思っている。

## ○平成26年5月23日 衆議院国土交通委員会 太田国土交通大臣答弁（概要）

国内の建設関係の職場には、なかなか女性が入ってこないという傾向があり、また建設関係の人材確保というものが非常に大事であるというなかで、女性が参画できる職場を推進していこうという動きを開始したところです。

（略）

モデル工事につきましては、できるだけ速やかに実施したく、できれば夏ごろから随時無理のない範囲の実施を考えているところです。

女性の活躍の場は非常に大事なことであり、さらに推進をする決意です。



国交省と団体トップが合意

女性活用へ官民行動計画

5年で倍増 モデル工事も

建設業界で女性技術者・技能者をより活用していき、国土交通省と建設業界団体のトップによる合意が開かれた。写真。官民で女性技術者・技能者を5年以内に倍増するといった目標を共有する。また、夏までの官民を挙げた行動計画を策定する。これを申し合わせた。太田昭宏国交相は「国交省として、公共工事の現場でのトイレや更衣室の設置など女性働きやすい環境の整備や、女性技術者の登用を促すモデル工事の実施、女性技能者のための研修の充実などについて、速やかに結論を出したい」と述べ、行動計画の策定に向けて国交省としても施策を打ち出す考えを表明した。

合意には、国交省側から太田国交相や幹部が出席。業界団体では日本建設業連合会の中村満義会長、全国建設業協会の本間達郎副会長、全国中小建設業協会の松井守夫会長、建設産業専門団体連合会の才賀清二郎会長、全国建設産業団体連合会の北川發信会長が参加した。

冒頭、太田国交相は「将来の担い手の確保に向け、女性の活用を官民挙げた結果によって進めたい。技術や経験を持った女性が活躍することによって、単に労働者が確保される

以上、業界に新しい活力や刺激をもたらす」と意気込みを示した。

合意では業界側の取り組みや国交省に対する要望を聞き取ったほか、今後は建設業への女性の入職促進や就労継続などに向けた環境整備を官民挙げて取り組むという共通認識を持つこと。女性の担い手確保を建設業の国内人材育成・確保策の柱の一つに位置付けるほか、女性技術者・技能者を5年以内に倍増することを目指す。また、「アクションプラン」もって女性が活

躍できる建設業行動計画」(仮称)を策定することを申し合わせた。行動計画には、

女性の採用拡大や登用促進に向けた戦略を示すほか、技術・技能向上を促す環境の充実、現場の労働環境整備、情報発信に向けた戦略などを打ち出す見込みだ。

国交省としても、女性技術者の登用を促すモデル工事実施に向けた検討に入る。女性が多かった職種や場面で活躍できるのか分析した上で、総合評価での加点や参加要件などで評価することも探る見込みだ。

建設通信新聞  
H26.4.25(1面) 朝刊

## 女性技能労働者活用のためのアクションプラン

平成 26 年 3 月 20 日  
一般社団法人 日本建設業連合会

### 目標

女性技能労働者数について **5 年以内に倍増を目指す。**

### 実施事項

会員会社は、専門工事業者、協力会社などと連携しつつ、次の事項に積極的に取り組む。

- 1 建設業界には女性技能労働者が活躍できる職種が多数あり、女性  
の入職を歓迎することを積極的にアピールする。
- 2 現場において女性が「安心して使用できるトイレ」の設置などの  
環境整備に最大限配慮する。
- 3 現場において時差出勤、帰宅制度などの出産や子育てをサポート  
するための制度を導入する。
- 4 女性現場監督を拡充する。
- 5 女性を主体とする「なでしこ工事チーム」などを設け活用する。
- 6 協力会社が女性技能労働者を雇用・育成するための支援を行う。

|     | 技能労働者数 (万人) |       | 女性技能労働者<br>の割合 |
|-----|-------------|-------|----------------|
|     | 女性          | 男女計   |                |
| 建設業 | 9           | 337   | 2.7%           |
| 製造業 | 195         | 657   | 29.7%          |
| 全産業 | 340         | 1,547 | 22.0%          |

総務省 「労働力調査 (2012)」より算出



## 低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

### 低入札調査基準価格の変遷について

S62.4～H20.3 S62モデル

【範囲】  
 予定価格の2/3～85%

【計算式】

|              |       |        |
|--------------|-------|--------|
| 直接工事費の額      | } 合計額 | × 1.05 |
| 共通仮設費の額      |       |        |
| 現場管理費 × 0.20 |       |        |

H20.4～H21.3 H20モデル

【範囲】  
 予定価格の2/3～85%

【計算式】

|               |       |        |
|---------------|-------|--------|
| 直接工事費 × 0.95  | } 合計額 | × 1.05 |
| 共通仮設費 × 0.90  |       |        |
| 現場管理費 × 0.60  |       |        |
| 一般管理費等 × 0.30 |       |        |

H21.4～H23.3 旧公契連(H21)モデル

【範囲】  
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

|               |       |        |
|---------------|-------|--------|
| 直接工事費 × 0.95  | } 合計額 | × 1.05 |
| 共通仮設費 × 0.90  |       |        |
| 現場管理費 × 0.70  |       |        |
| 一般管理費等 × 0.30 |       |        |

H23.4～H25.5 旧公契連(H23)モデル

【見直し後の範囲】  
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

|               |       |        |
|---------------|-------|--------|
| 直接工事費 × 0.95  | } 合計額 | × 1.05 |
| 共通仮設費 × 0.90  |       |        |
| 現場管理費 × 0.80  |       |        |
| 一般管理費等 × 0.30 |       |        |

H25.5～ 新公契連(H25)モデル

【見直し後の範囲】  
 予定価格の7.0/10～9.0/10

【見直し後の計算式】

|               |       |        |
|---------------|-------|--------|
| 直接工事費 × 0.95  | } 合計額 | × 1.05 |
| 共通仮設費 × 0.90  |       |        |
| 現場管理費 × 0.80  |       |        |
| 一般管理費等 × 0.55 |       |        |

### ※低入札価格調査基準価格

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。



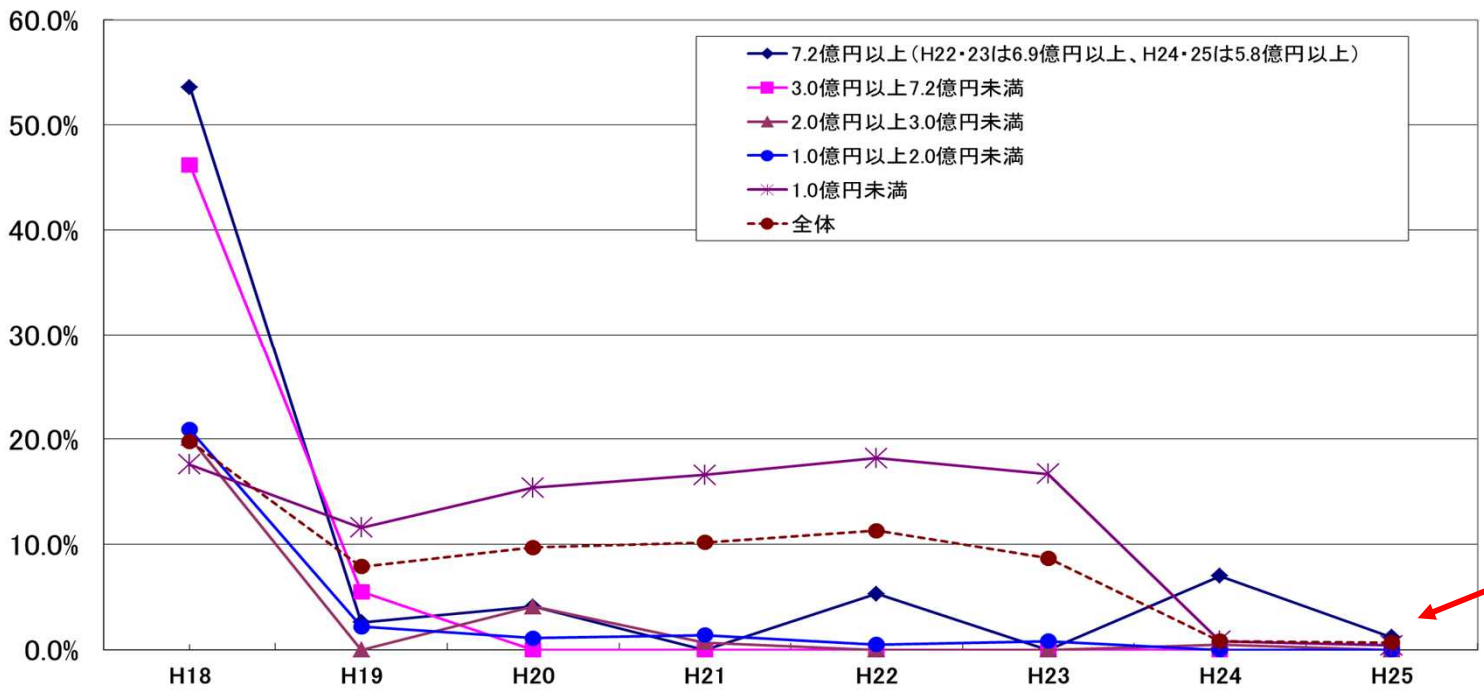
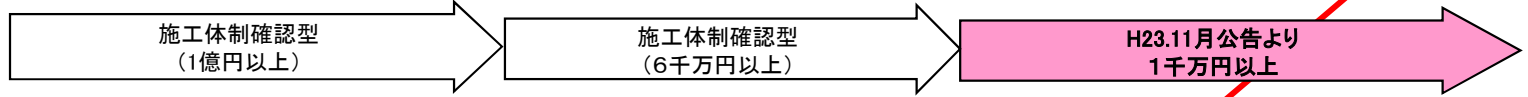


# ④ 低入札対策

## ■近畿地方整備局における低入札（調査基準価格を下回る入札での落札）件数の推移

※ 港湾空港部を除く

| 予定価格                                           | 平成18年度   |       | 平成19年度   |      | 平成20年度   |       | 平成21年度   |       | 平成22年度   |       | 平成23年度   |       | 平成24年度   |         | 平成25年度   |      |         |       |     |        |       |     |        |       |
|------------------------------------------------|----------|-------|----------|------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|---------|----------|------|---------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|
|                                                | 低入札件数(%) | 全体件数  | 低入札件数(%) | 全体件数 | 低入札件数(%) | 全体件数  | 低入札件数(%) | 全体件数  | 低入札件数(%) | 全体件数  | 低入札件数(%) | 全体件数  | 低入札件数(%) | 全体件数    | 低入札件数(%) | 全体件数 |         |       |     |        |       |     |        |       |
| 7.2億円以上<br>(H22・23は6.9億円以上、<br>H24・25は5.8億円以上) | 15       | 53.6% | 28       | 1    | 2.6%     | 39    | 3        | 4.1%  | 73       | 0     | 0.0%     | 30    | 1        | 5.3%    | 19       | 0    | 0.0%    | 38    | 4   | 7.0%   | 57    | 1   | 1.2%   | 82    |
| 3.0億円以上 7.2億円未満                                | 12       | 46.2% | 26       | 3    | 5.5%     | 55    | 0        | 0.0%  | 61       | 0     | 0.0%     | 41    | 0        | 0.0%    | 40       | 0    | 0.0%    | 38    | 0   | 0.0%   | 36    | 0   | 0.0%   | 71    |
| 2.0億円以上 3.0億円未満                                | 28       | 20.1% | 139      | 0    | 0.0%     | 155   | 7        | 4.1%  | 169      | 1     | 0.7%     | 141   | 0        | 0.0%    | 135      | 0    | 0.0%    | 183   | 1   | 0.5%   | 219   | 0   | 0.0%   | 363   |
| 1.0億円以上 2.0億円未満                                | 45       | 20.9% | 215      | 5    | 2.2%     | 228   | 3        | 1.1%  | 282      | 4     | 1.4%     | 291   | 1        | 0.5%    | 205      | 2    | 0.8%    | 264   | 0   | 0.0%   | 267   | 0   | 0.0%   | 334   |
| 1.0億円未満                                        | 157      | 17.6% | 891      | 90   | 11.6%    | 774   | 116      | 15.4% | 751      | 120   | 16.6%    | 721   | 114      | 18.2%   | 625      | 90   | 16.7%   | 538   | 4   | 0.8%   | 524   | 2   | 0.4%   | 517   |
| (0.6億円未満)                                      |          |       |          |      |          |       |          |       |          | (114) | (21.6%)  | (527) | (110)    | (24.8%) | (444)    | (88) | (23.7%) | (371) | (4) | (1.1%) | (360) | (2) | (0.7%) | (307) |
| 計                                              | 257      | 19.8% | 1,299    | 99   | 7.9%     | 1,251 | 129      | 9.7%  | 1,336    | 125   | 10.2%    | 1,224 | 116      | 11.3%   | 1,024    | 92   | 8.7%    | 1,061 | 9   | 0.8%   | 1,103 | 3   | 0.2%   | 1,367 |



全体件数の内、1千万円以上6千万未満の工事は326件(全体の約24%)。1千万未満の工事34件(全体の約2%)を除き、概ね98%の工事が施工体制確認型となった。

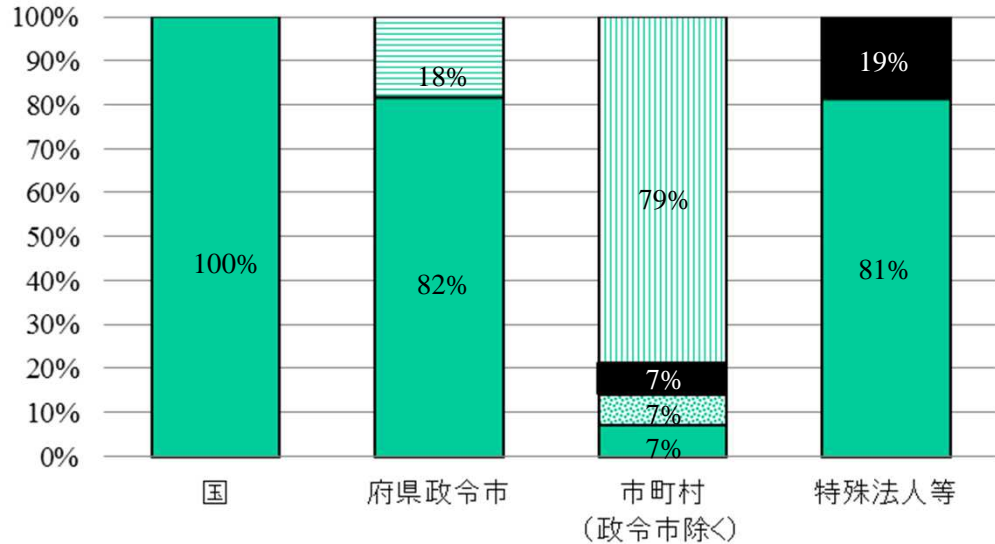
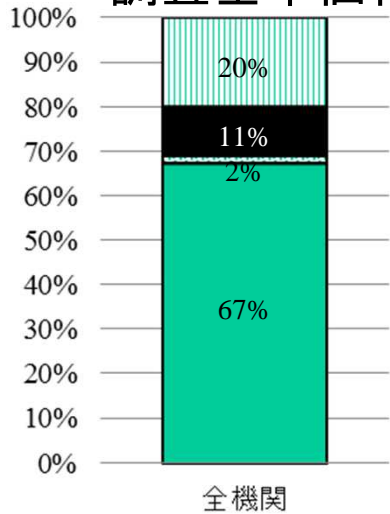
H25年度において、低入札案件は3件。  
一般土木(WTO) 1件(入札参加者:2者)  
通信設備 2件 (入札参加者:2者、1者)



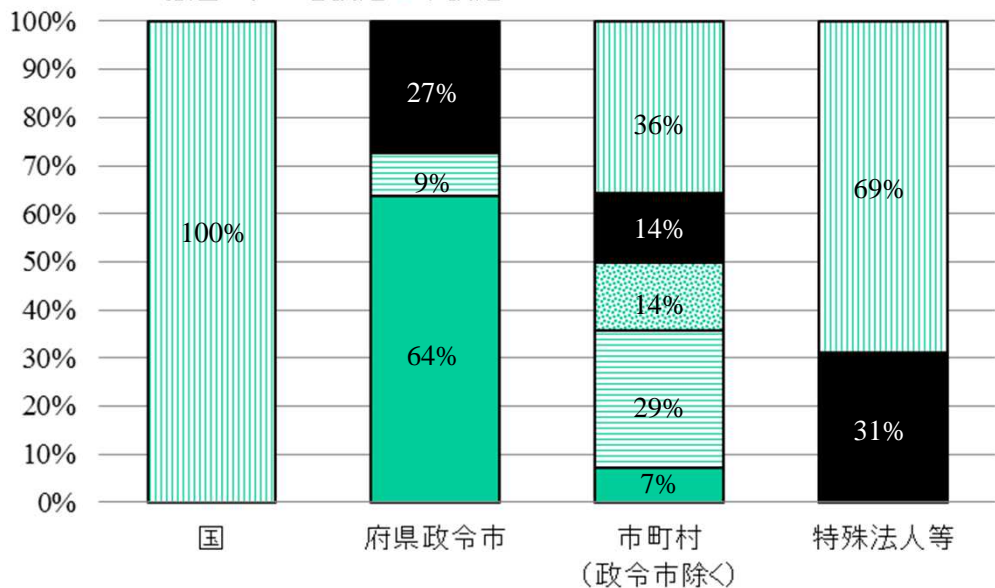
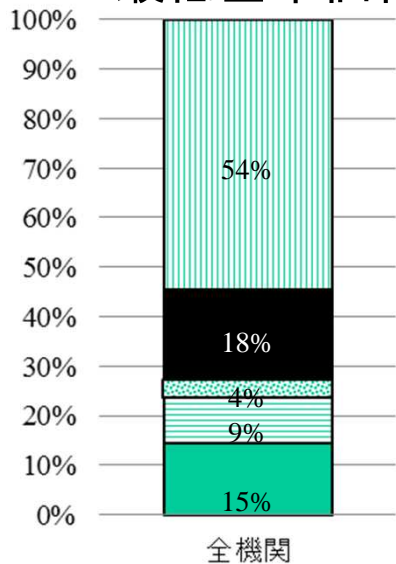
# ④ 低入札対策

## 協議会参画機関(55機関)における新公契連(H25)モデルの導入状況

### 調査基準価格



### 最低基準価格



・独自に一部変更されている自治体があるものの、全ての国及び府県政令市が新公契連(H25)モデルを導入済み

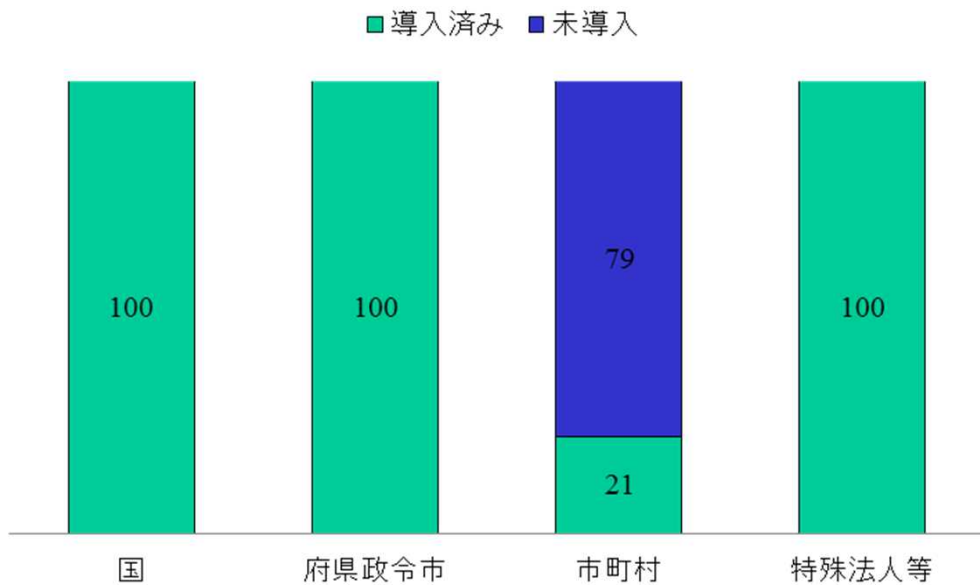
・政令市を除く市町村においては、調査基準価格を及び最低基準価格を設けていない機関が4割近くあることから、市町村における導入促進を図る必要がある



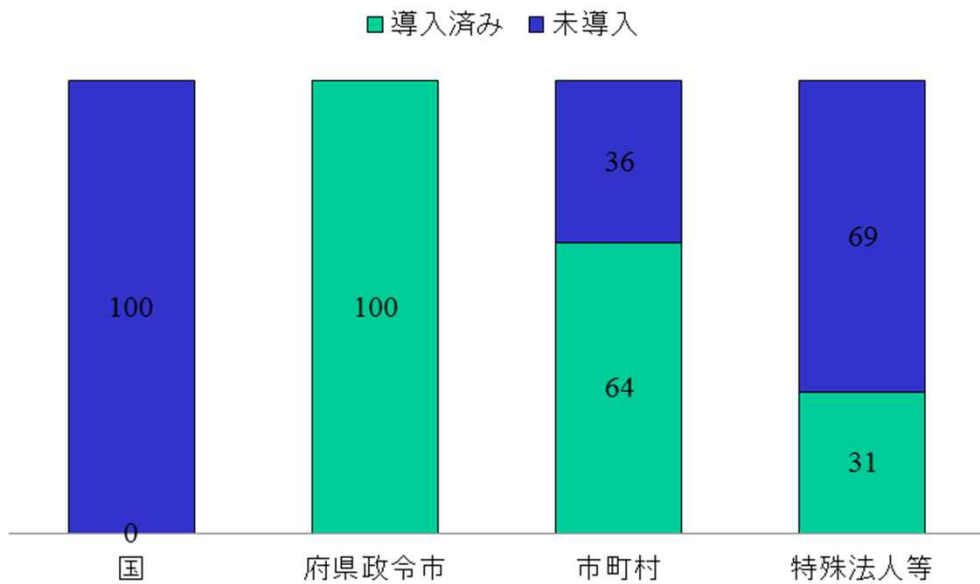
# ④ 低入札対策

※表中の数値の単位は、%

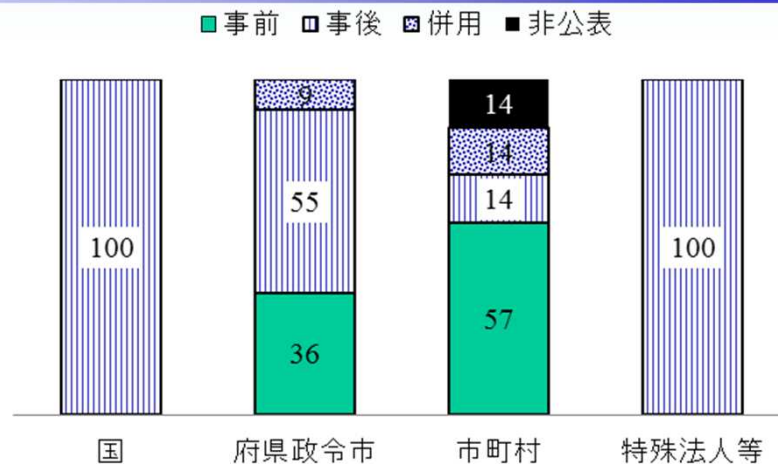
## 低入札調査の実施状況



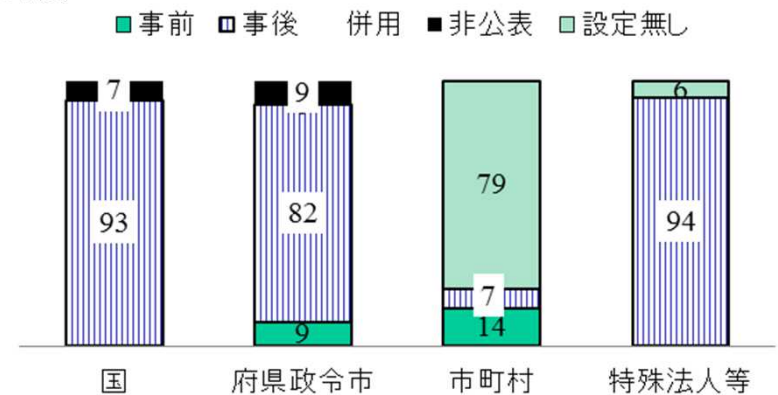
## 最低制限価格の実施状況



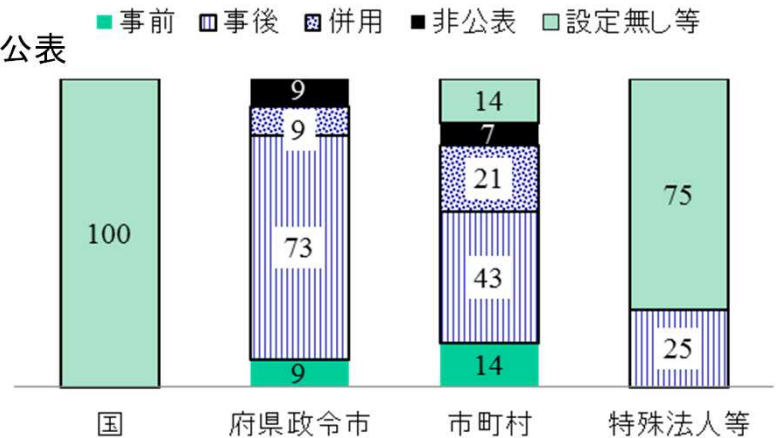
## 予定価格の公表



## 調査基準価格の公表



## 最低制限価格の公表





④

## 低入札対策

## 国機関①の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第9回)幹事会

| 府县市町<br>各機関名            | 入札ポンド実施状況<br>(今後の導入見通し)                                                            | 低入札対策      |                 |        |           | 予定価格等の公表 |        |        |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------|--------|-----------|----------|--------|--------|
|                         |                                                                                    | 低入札調査      |                 | 最低制限価格 |           | 予定価格     | 調査基準価格 | 最低制限価格 |
|                         |                                                                                    | 対象工事       | 調査基準価格算定式<br>※※ | 対象工事   | 算定式<br>※※ |          |        |        |
| 国土交通省<br>近畿運輸局          | 未定                                                                                 | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |
| 国土交通省<br>大阪航空局          | 予定価格3.0億円以上の土木<br>工事及び建築工事、450万<br>SDR以上の専門工事。(施設<br>等の機能保持又は原状回復<br>のための維持工事を除く。) | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |
| 海上保安庁<br>第五管区海上保<br>安本部 | 今後検討予定                                                                             | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |
| 海上保安庁<br>第八管区海上保<br>安本部 | 今後検討                                                                               | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |
| 農林水産省<br>近畿農政局          | 2億円以上の工事で導入                                                                        | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |
| 林野庁<br>近畿中国森林管<br>理局    | 未定                                                                                 | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |
| 防衛省<br>近畿中部防衛局          | ・一式工事 予定価格5億円<br>以上<br>・その他工事 予定価格3億円<br>以上                                        | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |





# ④ 低入札対策

## 国機関②の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第9回)幹事会

| 府県市町<br>各機関名     | 入札ボンド実施状況<br>(今後の導入見通し) | 低入札対策      |                 |        |           | 予定価格等の公表 |        |        |
|------------------|-------------------------|------------|-----------------|--------|-----------|----------|--------|--------|
|                  |                         | 低入札調査      |                 | 最低制限価格 |           | 予定価格     | 調査基準価格 | 最低制限価格 |
|                  |                         | 対象工事       | 調査基準価格算定式<br>※※ | 対象工事   | 算定式<br>※※ |          |        |        |
| 警察庁<br>近畿管区警察局   | 未定                      | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 非公表    | —      |
| 財務省<br>近畿財務局     | 未定                      | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |
| 財務省<br>大阪国税局     | 未定                      | 予定価格1千万円超  | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |
| 経済産業省<br>近畿経済産業局 | ・実績なし<br>・未定            | 予定価格1千万円超  | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |
| 環境省<br>近畿地方環境事務所 | ・導入見通し無し                | 予定価格1千万円超  | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |
| 最高裁判所<br>大阪高等裁判所 | 導入済み                    | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |



# ④ 低入札対策

## 府県の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第9回)幹事会

| 府県市町<br>各機関名 | 入札ボンド実施状況<br>(今後の導入見通し)           | 低入札対策                                                  |                                                           |                                                               |                                                                 | 予定価格等の公表                         |        |        |
|--------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------|--------|
|              |                                   | 低入札調査                                                  |                                                           | 最低制限価格                                                        |                                                                 | 予定価格                             | 調査基準価格 | 最低制限価格 |
|              |                                   | 対象工事                                                   | 調査基準価格算定式<br>※※                                           | 対象工事                                                          | 算定式<br>※※                                                       |                                  |        |        |
| 福井県          | 5億円以上の工事で導入                       | 2億円超の工事                                                | 《独自モデル》H26.6.10～新公契連(H25)モデルの内、直接工事費の算定式を「直接工事費×1.0」として適用 | 2億円以下の工事                                                      | 《独自モデル》調査基準価格算定式と同じ                                             | 事後                               | 事後     | 事後     |
| 滋賀県          | ・WTO案件を対象                         | 総合評価方式を採用する工事<br>ただし、平成26年度は暫定措置として特別簡易型で実施する案件は対象から除く | 新公契連(H25)モデル                                              | 総合評価を採用しない工事<br>(価格競争による工事および平成26年度は暫定措置として総合評価・特別簡易型で実施する工事) | 新公契連(H25)モデル                                                    | 事後公表                             | 非公表    | 非公表    |
| 京都府          | 今後検討                              | 1億円以上                                                  | 新公契連(H25)モデル                                              | 1億円未満                                                         | 調査基準価格を参考に設定                                                    | 事前<br>※予定価格が4,500万円以上の工事で事後公表を試行 | 事後公表   | 事後公表   |
| 大阪府          | 今後検討                              | ・土木一式<br>3.5億円以上<br>・建築一式<br>6億円以上                     | 新公契連(H25)モデル                                              | 低入札調査制度を適用しない案件                                               | 新公契連(H25)モデル                                                    | 事後公表                             | 事後公表   | 事後公表   |
| 兵庫県          | ・WTO対象工事で導入                       | 5億円以上の建設工事                                             | 新公契連(H25)モデル                                              | 5億円未満                                                         | 新公契連(H25)モデル                                                    | 事後                               | 事後     | 事後     |
| 奈良県          | 予定価格7億円以上の建設工事に適用<br>(平成22年4月1日～) | 予定価格5千万円以上の建設工事<br>予定価格3千万円以上5千万円未満の土木一式工事及び建築一式工事     | 《独自モデル》H25.6.1～新公契連(H25)モデルの内、現場管理費の算定式を「現場管理費×0.85」に読み替え | 低入札調査制度を適用しない案件                                               | 《独自モデル》H25.6.1～調査基準価格算定式と同じ                                     | 事前公表                             | 事前公表   | 事前公表   |
| 和歌山県         | ・WTO対象工事で導入(H23.1～)               | 原則として1億円以上の工事                                          | 新公契連(H25)モデルに準拠<br>※予定価格の7/10以上                           | 1億円未満                                                         | (直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08<br>※予定価格の7/10以上 | 事後<br>【1億円未満事前】                  | 事後     | 事後     |



# ④ 低入札対策

## 政令市の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第9回)幹事会

| 府县市町<br>各機関名 | 入札ボンド実施状況<br>(今後の導入見通し) | 低入札対策    |                           |                  |                           | 予定価格等の公表                           |        |                                                       |
|--------------|-------------------------|----------|---------------------------|------------------|---------------------------|------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------|
|              |                         | 低入札調査    |                           | 最低制限価格           |                           | 予定価格                               | 調査基準価格 | 最低制限価格                                                |
|              |                         | 対象工事     | 調査基準価格算定式<br>※※           | 対象工事             | 算定式<br>※※                 |                                    |        |                                                       |
| 京都市          | 4億円以上の工事で<br>試行中        | 20.2億円以上 | 新公契連(H25)モデル              | 20.2億円未満         | 新公契連(H25)モデル              | 事前公表<br>(ただし、20.2億円以上<br>の工事は事後公表) | 事後公表   | 事後公表<br>(ただし、5千万円以下<br>の工事は事前公表。6<br>月1日以降入札公告<br>から) |
| 大阪市          | 検討中                     | 6億円以上    | 新公契連モデル<br>H25.12より適用     | 6億円未満            | 新公契連モデル—H25.12より適用        | 事後                                 | 事後     | 事後                                                    |
| 堺市           | ・今後検討                   | 6千万円以上   | 新公契連(H25)モデル<br>H25.7より適用 | 250万円超<br>6千万円未満 | 新公契連(H25)モデル<br>H25.7より適用 | 事前<br>(総合評価落札方式<br>対象案件は事後)        | 事後     | 事後                                                    |
| 神戸市          | 導入の予定なし                 | 5億円以上    | 新公契連(H25)モデル              | 5億円未満            | 新公契連(H25)モデル              | 事前・事後併用                            | 事後     | 事後                                                    |



# ④ 低入札対策

## 代表市町村①の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第9回)幹事会

| 府県市町<br>各機関名 | 入札ボンド実施状況<br>(今後の導入見通し) | 低入札対策             |                 |             |                                                                               | 予定価格等の公表                         |        |                                  |
|--------------|-------------------------|-------------------|-----------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------|----------------------------------|
|              |                         | 低入札調査             |                 | 最低制限価格      |                                                                               | 予定価格                             | 調査基準価格 | 最低制限価格                           |
|              |                         | 対象工事              | 調査基準価格算定式<br>※※ | 対象工事        | 算定式<br>※※                                                                     |                                  |        |                                  |
| 福井市          | 導入予定なし                  | —                 | —               | 予定価格130万円超  | 建築一式工事:設計金額の88~90%間でコンピュータによるランダム設定<br>建築一式以外の工事:設計金額の86~88%間でコンピュータによるランダム設定 | 事後公表                             | —      | 事後公表                             |
| 池田町          | 実施予定無し                  | —                 | —               | —           | —                                                                             | 非公表                              | —      | —                                |
| 近江八幡市        | 導入予定なし                  | =                 | —               | 設計金額130万円以上 | 70%~90%の間で、中央公契連モデルを準用した計算式を用いて算出する                                           | 300万円未満 事前公表<br>300万円以上 事後公表     | =      | 300万円未満 事前公表<br>300万円以上 事後公表     |
| 豊郷町          | 導入予定なし                  | =                 | =               | =           | =                                                                             | 事前                               | =      | 非公表                              |
| 向日市          | 導入予定なし                  | —                 | —               | 設計金額130万円以上 | 新公契連(H25)モデルを基礎とした独自の算定式                                                      | 指名競争入札=事後公表<br>一般競争入札=事前公表する場合あり | —      | 指名競争入札=事後公表<br>一般競争入札=事前公表する場合あり |
| 井手町          | 未定                      | 設計金額<br>5,000万円以上 | 予定価格の60%        | —           | —                                                                             | 事前                               | 事前     | 事後                               |



# ④ 低入札対策

## 代表市町村②の実施状況

| 府県市町<br>各機関名 | 入札ポンド実施状況<br>(今後の導入見通し)     | 低入札対策                                         |                                                                                  |                                                                   |                                                                                                                                                                                                            | 予定価格等の公表 |        |                                |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------|--------------------------------|
|              |                             | 低入札調査                                         |                                                                                  | 最低制限価格                                                            |                                                                                                                                                                                                            | 予定価格     | 調査基準価格 | 最低制限価格                         |
|              |                             | 対象工事                                          | 調査基準価格算定式<br>※※                                                                  | 対象工事                                                              | 算定式<br>※※                                                                                                                                                                                                  |          |        |                                |
| 摂津市          | 未導入<br>※制限付き一般競争<br>入札で一部導入 | —                                             | —                                                                                | 工事                                                                | ・土木一式工事<br>(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費×30%)× <b>1.08</b><br>・建築一式工事<br>(直接工事費×92%+共通仮設費×87%+現場管理費×67%+一般管理費×30%)× <b>1.08</b><br>・その他工事<br><b>予定価格(税込)×85%</b><br>※新公契連(H25)モデルの適用の予定はないが、状況により検討 | 事前       | —      | 事後                             |
| 千早赤阪村        | —                           | —                                             | —                                                                                | 建設工事一式                                                            | 旧公契連(H23)モデル<br>※新公契連(H25)モデルの適用を検討中                                                                                                                                                                       | 事前       | —      | 原則、事前(指名競争入札)<br>原則、事後(一般競争入札) |
| 芦屋市          | 導入予定なし                      | —                                             | —                                                                                | 工事                                                                | 新公契連(H25)モデル                                                                                                                                                                                               | 事前       | —      | 事後                             |
| 多可町          | 今後検討                        | 予定価格1億円以上                                     | (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費× <b>0.8</b> +一般管理費×0.3)×1.05<br>※新公契連(H25)モデルの適用予定なし | 予定価格一億円未満<br>130万円以上                                              | (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費× <b>0.8</b> +一般管理費×0.3)×1.05<br>※新公契連(H25)モデルの適用予定なし                                                                                                                           | 事後       | 事後     | 事後                             |
| 御所市          | 未導入                         | —                                             | =                                                                                | =                                                                 | =                                                                                                                                                                                                          | 事前       | =      | 総合評価のみ設定                       |
| 高取町          | 未定                          | =                                             | =                                                                                | 工事一式                                                              | 奈良県の算定方法に準ずる                                                                                                                                                                                               | 非公表      | =      | 事後                             |
| 新宮市          | 導入の予定なし                     | 予定価格土木一式5<br>千万円、建築一式8千<br>万円、その他工事5千<br>万円以上 | 新公契連(H25)モデル                                                                     | 予定価格土木一式5<br>千万円、建築一式8千<br>万円、その他工事5千<br>万円未満<br>130万円以上の建設<br>工事 | (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費× <b>0.8</b> +一般管理費×0.55)×0.9× <b>1.08</b><br>※新公契連(H25)モデルの適用予定なし                                                                                                              | 事前       | 事前     | 事前<br>(調査基準価格)                 |
| 上富田町         | 導入予定なし                      | —                                             | —                                                                                | —                                                                 | —                                                                                                                                                                                                          | 事前       | —      | 事前                             |



④

## 低入札対策

## 関係機関①の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第9回)幹事会

| 府県市町<br>各機関名        | 入札ポンド実施状況<br>(今後の導入見通し) | 低入札対策                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                       |                                                                                  | 予定価格等の公表            |         |        |
|---------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------|--------|
|                     |                         | 低入札調査                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 最低制限価格                                                                                                                                |                                                                                  | 予定価格                | 調査基準価格  | 最低制限価格 |
|                     |                         | 対象工事                               | 調査基準価格算定式<br>※※                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 対象工事                                                                                                                                  | 算定式<br>※※                                                                        |                     |         |        |
| 西日本高速道路株式会社<br>関西支社 | 未導入(予定なし)               | 予定価格が250万円<br>以上                   | 新公契連(H25)モデル<br><br>(当社においては『低入札基準価格』)                                                                                                                                                                                                                                                                     | 価格落札方式(4億円未<br>満)の土木工事系工程<br><br>※土木工事系工程:<br>土木・土木補修・舗装・PC<br>橋上部工・鋼橋上部工・建<br>築・電気・管・区画線・のり<br>面処理・防護さく・遮音壁・<br>標識・道路保全土木・道路<br>保全施設 | 最低制限価格(率(%))<br>$= \frac{P - 0.5 - \sqrt{(100.25 - P)}}{100}$<br>P:低入札基準価格(率(%)) | 事後                  | 事後      | 事後     |
| 本州四国連絡高速道路<br>株式会社  | 現在、導入予定なし               | 予定価格1千万円以<br>上                     | 新公契連(H25)モデル                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 条件付一般競争入札のう<br>ち、一般落札方式(1億円<br>未満)の土木・建築系工事                                                                                           | 最低制限価格=工事費×0.7                                                                   | 事後                  | 事後      | 事後     |
| 阪神高速道路株式会社          | 未導入(予定なし)               | ・契約制限価格が250<br>万円超                 | ・新公契連(H25)モデル<br>(工種が「電気、電気通信及び機械器具設置<br>以外」に係る工事)H25.5.16から適用<br>契約制限価格の70%から90%の範囲で<br>(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現<br>場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.05<br>(工種が「電気、電気通信及び機械器具設<br>置」に係る工事)H25.5.16から適用<br>契約制限の70%から90%の範囲で<br>(直接工事費【製品費を除く】×0.95+直接工<br>事費【製品費】×0.875+共通仮設費×0.9+<br>現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×<br>1.05 | —                                                                                                                                     | —                                                                                | 事後                  | 事後      | —      |
| 新関西国際空港株式会社         | 今後検討                    | 配賦予算額(税抜)が<br>3千万円以上で、競争<br>に付する工事 | 調査基準額は、契約制限価格の10分の7.5<br>~3分の2<br>調査基準価格=契約制限価格算出の基礎額<br>の(直接工事費+共通仮設費+現場管理費<br>相当額×0.2)                                                                                                                                                                                                                   | —                                                                                                                                     | —                                                                                | 事後(随意契約の場<br>合を除く。) | 調査の有無のみ | —      |
| 独立行政法人<br>京都国立博物館   | 今後検討                    | 予定価格1千万円以<br>上                     | 新公契連(H25)モデル                                                                                                                                                                                                                                                                                               | —                                                                                                                                     | =                                                                                | 事後                  | 事後      | =      |



④

# 低入札対策

## 関係機関②の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第9回)幹事会

| 府县市町<br>各機関名                                  | 入札ボンド実施状況<br>(今後の導入見通し) | 低入札対策       |                                      |           |                | 予定価格等の公表 |                           |                           |
|-----------------------------------------------|-------------------------|-------------|--------------------------------------|-----------|----------------|----------|---------------------------|---------------------------|
|                                               |                         | 低入札調査       |                                      | 最低制限価格    |                | 予定価格     | 調査基準価格                    | 最低制限価格                    |
|                                               |                         | 対象工事        | 調査基準価格算定式<br>※※                      | 対象工事      | 算定式<br>※※      |          |                           |                           |
| 独立行政法人<br>国立文化財機構<br>奈良国立博物館                  | 今後検討                    | 予定価格1千万円以上  | 新公契連(H25)モデル                         | —         | —              | 事後       | 事後                        | —                         |
| 独立行政法人<br>京都国立近代美術館                           | 今後検討                    | 予定価格が1千万超   | 予定価格算出の基礎となった直接工事費から直接仮設工事費相当額を控除した額 | 予定価格が2億円超 | 文教施設部の基準に準拠する。 | 事後       | 事後<br>(総合評価落札方式でない場合は非公表) | 事後<br>(総合評価落札方式でない場合は非公表) |
| 独立行政法人<br>国立国際美術館                             | 今後検討                    | 予定価格が1千万超   | 予定価格算出の基礎となった直接工事費から直接仮設工事費相当額を控除した額 | 予定価格が2億円超 | 文教施設部の基準に準拠する。 | 事後       | 事後                        | 事後                        |
| 独立行政法人<br>国立文化財機構<br>奈良文化財研究所                 | 今後検討                    | 予定価格1千万円以上  | 新公契連(H25)モデル                         | 予定価格が2億円超 | 文教施設部の基準に準拠する。 | 事後       | 事後                        | —                         |
| 独立行政法人<br>鉄道建設・運輸施設整備<br>支援機構<br>鉄道建設本部 大阪支社  | なし                      | 予定価格が250万円超 | 新公契連(H25)モデル                         | —         | —              | 事後       | 事後                        | —                         |
| 独立行政法人<br>鉄道建設・運輸施設整備<br>支援機構<br>国鉄清算事業 西日本支社 | なし                      | 予定価格が250万円超 | 新公契連(H25)モデル                         | —         | —              | 事後       | 事後                        | —                         |



④

# 低入札対策

## 関係機関③の実施状況

近畿ブロック発注者協議会  
(第9回)幹事会

| 府县市町<br>各機関名                     | 入札ポンド実施状況<br>(今後の導入見通し) | 低入札対策      |                 |        |           | 予定価格等の公表 |        |        |
|----------------------------------|-------------------------|------------|-----------------|--------|-----------|----------|--------|--------|
|                                  |                         | 低入札調査      |                 | 最低制限価格 |           | 予定価格     | 調査基準価格 | 最低制限価格 |
|                                  |                         | 対象工事       | 調査基準価格算定式<br>※※ | 対象工事   | 算定式<br>※※ |          |        |        |
| 独立行政法人<br>都市再生機構 西日本支社           | ・無し<br>・今後検討            | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |
| 独立行政法人<br>日本原子力研究開発機構<br>関西科学研究所 | 今後検討                    | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |
| 独立行政法人<br>日本原子力研究開発機構<br>敦賀本部    | 今後検討                    | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |
| 独立行政法人<br>水資源機構 関西支社             | 予定価格が2億円以上で本社契約となる工事    | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 事後       | 事後     | —      |
| 日本下水道事業団 近畿・中国<br>総合事務所          | 実施予定なし                  | 予定価格1千万円以上 | 新公契連(H25)モデル    | —      | —         | 原則事後     | 事後     | —      |



## **(3) 社会保険等未加入対策について**

## 1. これまでの中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会における提言

- ①行政・元請企業による加入指導、法定福利費確保に向けた取組等の総合的な対策を推進すべき
- ②平成29年度を目途に、事業者単位では許可業者の100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指すべき

## 2. 総合的対策の推進

平成29年度を目途に目標を達成するため、これまで以下のような総合的対策を推進

- ①行政・元請企業・下請企業等の関係者が一体となった推進体制の整備
- ②建設業担当部局における建設業許可・更新時等の加入状況の確認・指導、保険担当部局への通報、経営事項審査での減点措置の厳格化
- ③法定福利費の確保
  - ・公共工事設計労務単価の改訂等により必要な法定福利費(本人負担分・事業主負担分)の額を公共工事の予定価格に反映
  - ・各専門工事業団体による法定福利費が内訳明示された標準見積書の作成、活用(平成25年9月から一斉に活用開始)

## 3. 今後取り組むべき対策の方向

### 現状

- ①社会保険等への加入状況: 企業別87%、労働者別58%(平成24年度公共工事労務費調査、3保険への加入率)
- ②東日本大震災からの復旧・復興等による建設投資の回復
- ③国民負担による必要な法定福利費額の公共工事の予定価格への反映

### 今後の対策の方向性

### 今こそ更に取組を加速化する必要性

これまで講じてきた総合的対策の推進に加え、

- 公共工事の施工に関し、社会保険未加入業者に対する厳正かつ適切な指導監督を強化するとともに
- 公共工事において元請業者・一次下請業者から社会保険未加入業者を排除

# 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

## 中建審提言後の経緯

○平成26年1月30日

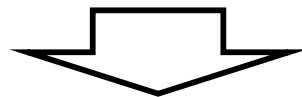
第2回建設産業活性化会議において高木副大臣よりご指示

「国土交通省発注工事の元請・一次下請につきましては、平成26年度中に社会保険加入企業に限らせて頂く方向で、具体的な対策を検討するよう、本日、事務方に指示致しました。」



○平成26年2月27日～3月19日

対策案の概要・スケジュール等に関する建設業界・自治体向けの説明会を開催



○平成26年3月28日

第4回建設産業活性化会議において高木副大臣よりご発言

「平成26年8月1日以降、国土交通省直轄工事において、

・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。

・二次以下の下請業者が社会保険等未加入の場合は、建設業担当部局が加入指導等を引き続き実施する。

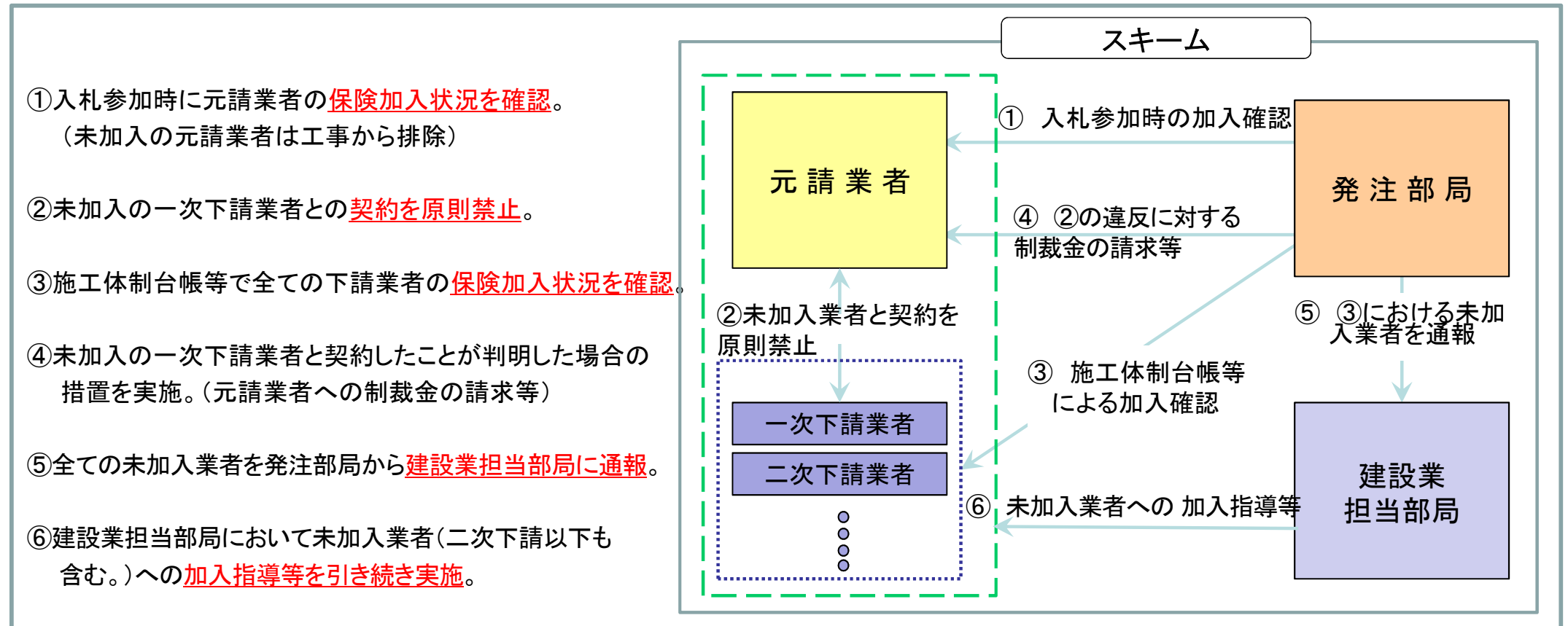
平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入業者に限定する方向で検討。

地方公共団体等の発注者に対しても、国土交通省の上記スキームを情報提供し、同様の取組みの実施の検討を促すとともに、積極的に社会保険等未加入対策に取り組むよう促す。」

# 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策

○ 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、

- ・社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
- ・元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。  
(※)建築一式工事の場合は4500万円



- ①入札参加時に元請業者の**保険加入状況を確認**。  
(未加入の元請業者は工事から排除)
- ②未加入の一次下請業者との**契約を原則禁止**。
- ③施工体制台帳等で全ての下請業者の**保険加入状況を確認**。
- ④未加入の一次下請業者と契約したことが判明した場合の措置を実施。(元請業者への制裁金の請求等)
- ⑤全ての未加入業者を発注部局から**建設業担当部局に通報**。
- ⑥建設業担当部局において未加入業者(二次下請以下も含む。)への**加入指導等を引き続き実施**。

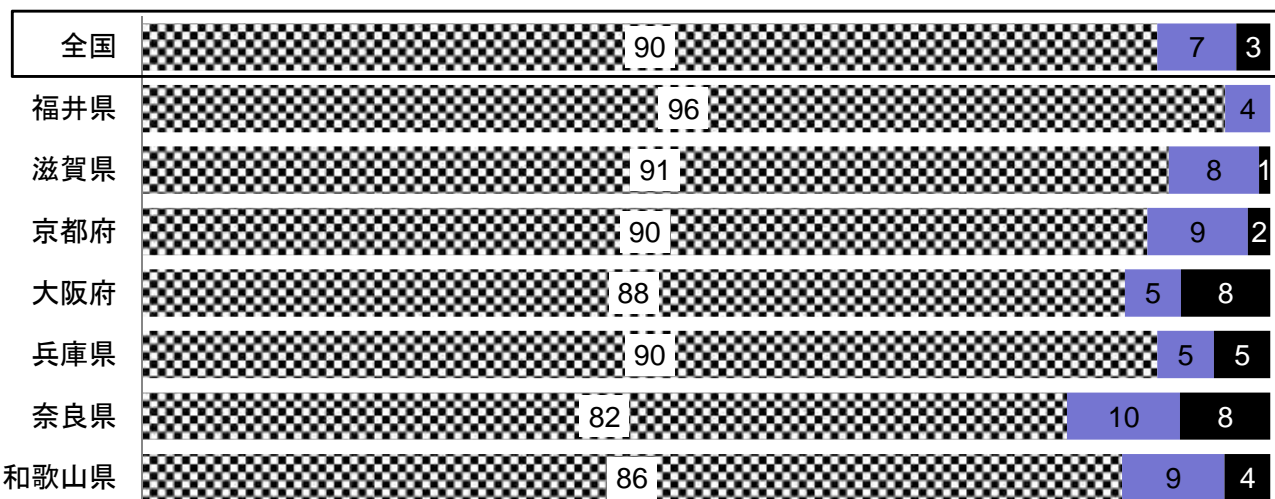
○ 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

○上記内容につき、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を発出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。



## 3保険

▨ 3保険加入 ■ 3保険いずれか加入 ■ 未加入



### <3保険>

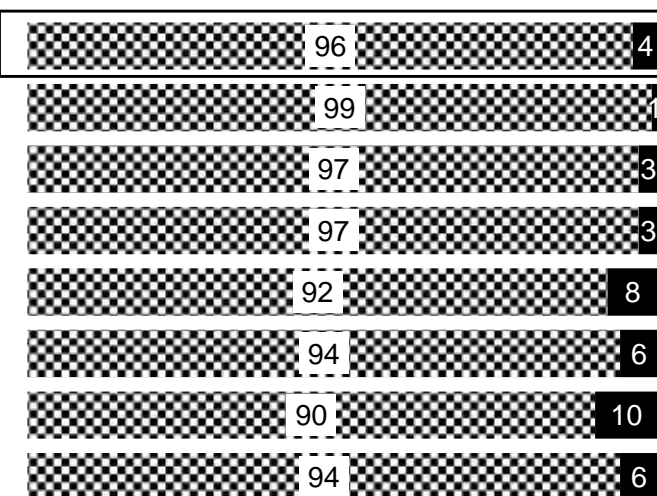
・全国平均との比較では、福井県は加入率が上回っているが、奈良県、和歌山県、大阪府等、やや下回る府県が見られる

### <個別保険>

・3保険と同様の傾向が見られる

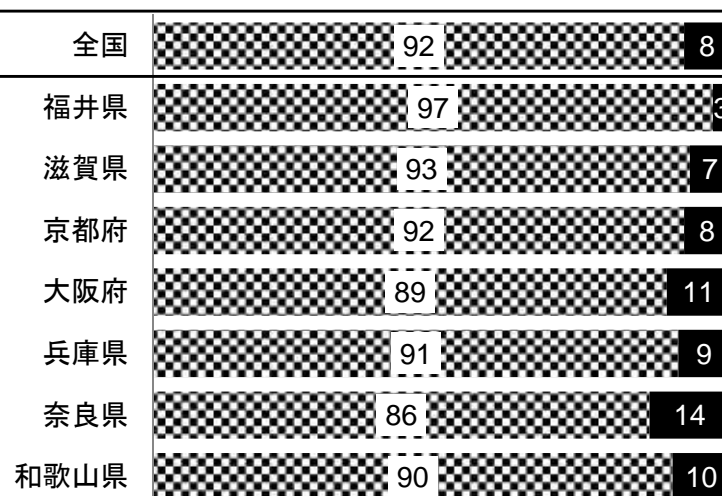
## 雇用保険

▨ 加入 ■ 未加入



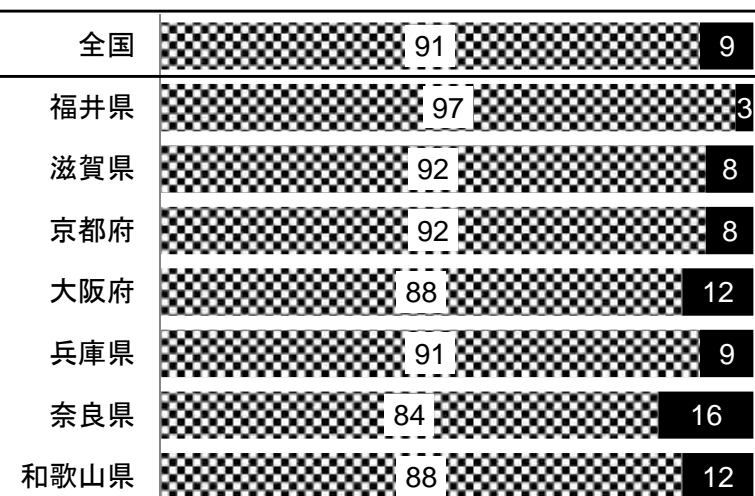
## 健康保険

▨ 加入 ■ 未加入



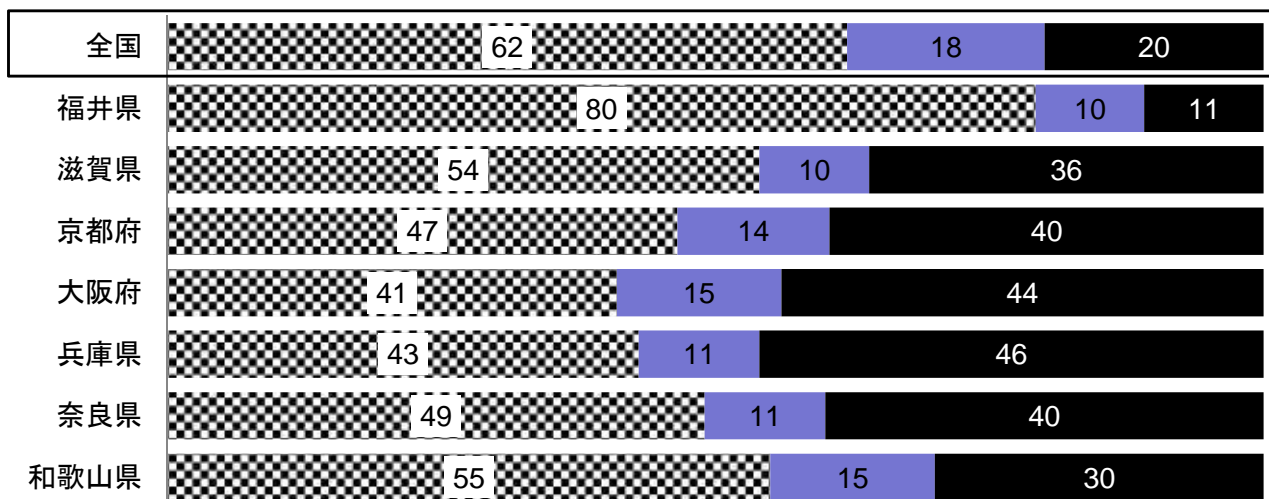
## 厚生年金

▨ 加入 ■ 未加入



## 3保険

▣ 3保険加入 ■ 3保険いずれか加入 ■ 未加入



### <3保険>

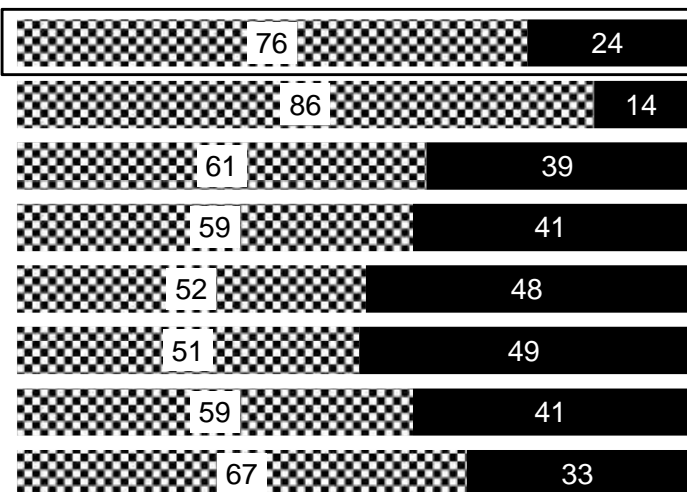
・全国平均との比較では、企業別同様、福井県の加入率は上回っているが、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県等、顕著に下回っている

### <個別保険>

・3保険と同様の傾向が見られる

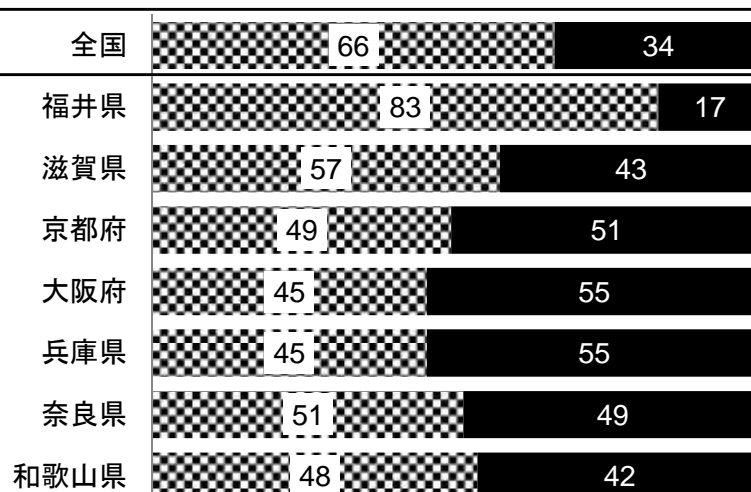
## 雇用保険

▣ 加入 ■ 未加入



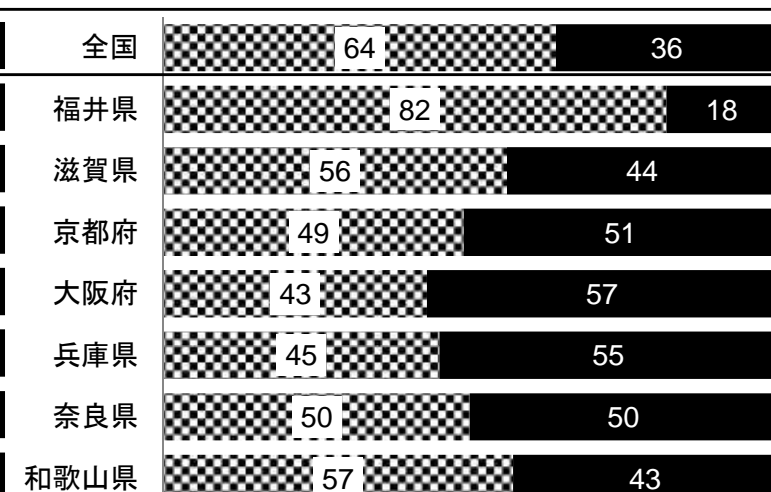
## 健康保険

▣ 加入 ■ 未加入



## 厚生年金

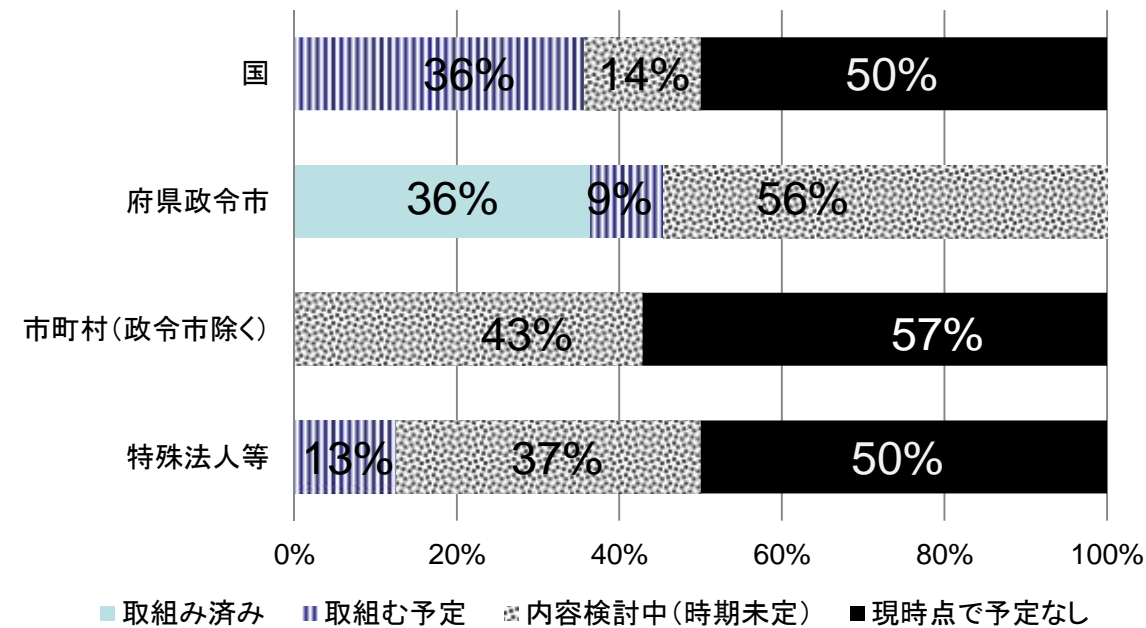
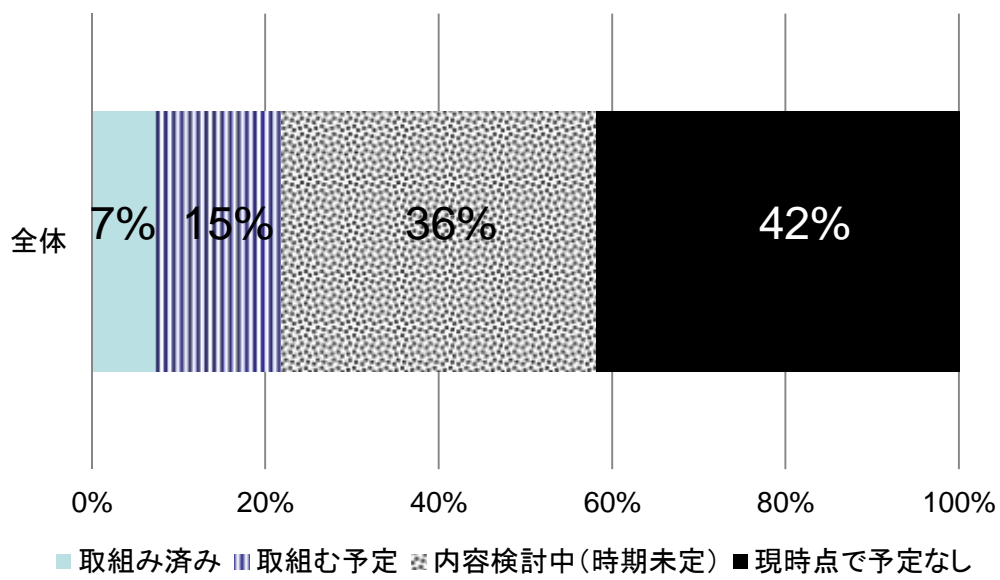
▣ 加入 ■ 未加入



## 取組みの予定についてアンケートを実施

協議会参画機関の内、約60%の機関において、対策を検討している

- 国の機関 : 取組みを予定、検討している機関が50%
- 府県政令市 : 全ての機関で何らかの対策を検討、既に取組み済みの機関もある
- 市町村(政令市除く) : 50%以上の機関が現時点で予定なし
- 特殊法人 : 50%の機関で対策を検討



・現時点で予定をしていない発注機関においても、国土交通省等のスキームを参考に同様の取組みを検討していただきたい



## 建設工事における元請下請関係の適正化について

最終更新日 2014年5月22日 | ページID 026659

印刷

### 概要

県では、県発注の建設工事を施工するに当たって元請負人および下請負人が遵守すべき事項等を定めることにより、元請下請関係の適正化および建設業従事者の処遇の改善を図り、もって地域防災力維持の担い手である建設産業の健全な発展を促すことを目的として福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱（以下「適正化指導要綱」という。）を作成しました。

この要綱を平成26年6月1日以降に入札公告等を行う工事から適用いたします。

### 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱の主な内容

#### (1) 県発注工事で下請施工する場合の主な遵守事項

##### ① 下請施工に関する遵守事項

- 一括して他人に請け負わせ、または他人から請け負ってはならない（一括下請けの禁止）。
- 下請次数は、建築一式工事にあつては3次以内、建築一式工事以外の建設工事にあつては2次以内（設計金額が1千万円以下の土木一式工事にあつては、1次以内）とすること。※

##### ② 下請負人の選定に関する遵守事項

- 下請負人は、下請工事の施工に必要な種類の建設業許可を有していること（建設業法施行令第1条の2に規定する軽微な建設工事の場合を除く。）。
- 下請負人は、建設業の営業停止、県の指名停止措置等を受けている者でないこと。
- 下請負人は、社会保険（健康保険、厚生年金保険および雇用保険）に加入していない者または社会保険の保険料に未納がある者でないこと（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）。
- 下請負人は、県内業者（1千万円以下の土木一式工事の場合は、当該土木事務所管内業者）を優先的に選定すること。※
- 下請負人は、当該競争入札または随意契約の見積合せに参加したものでないこと。※

##### ③ 下請契約の締結に関する遵守事項

- 下請契約締結前に、契約の具体的内容を明示し、必要な見積り期間を設けること。



- ・ 正当な理由なく、原価に満たない金額による下請契約を締結したり、代金の減額をしたりしないこと。
- ・ 経費の内訳等を明示した見積書を徴収し、これを尊重して請負代金を決定すること。
- ・ 工事着手前に、書面により請負契約を締結すること。
- ・ 下請負人が配置する予定の主任技術者の資格確認を行うこと。

※印のある事項については、やむを得ない理由があると発注機関の長が認めて、書面による事前の承認をした場合は、この限りではない。

## (2) 帳簿書類の備付け等

### ① 施工体制台帳等の作成

- ・ 下請契約の請負金額にかかわらず、施工体制台帳および施工体系図を作成すること。
- ・ 工事の日ごとに、建設業作業員リストを作成すること。
- ・ 下請契約締結前に、下請工事契約時チェックリストを作成すること。
- ・ 下請工事の着手前に工事元請・下請関係（変更）届出書（下請契約書、見積書、下請工事契約時チェックリストを添付）を提出すること。

### ② 帳簿書類等の備付け

- ・ 施工体制台帳および施工体系図
- ・ 建設業作業員名簿
- ・ 下請工事に係る下請契約書および見積書
- ・ 労働者の雇用契約書、賃金台帳および社会保険の加入状況が分かる書類
- ・ 下請代金の支払い状況が分かる書類

### ③ 直接請負者の指導義務

- ・ 直接請負者は、下請負人が要綱の規定に違反している場合には、当該下請負人に対する是正の指導義務を負う。

### ④ 情報受付窓口の設置

- ・ 県は、各発注機関に適正化要綱違反に関する情報受付窓口を設置する。
- ・ 県は、各発注機関に寄せられた情報の秘密保持を厳守する。
- ・ 県は、寄せられた情報をもとに営業所調査および施工体制点検を実施する。

### ⑤ 報告徴収、点検

- ・ 発注機関の長から、適正化要綱の実施状況について、報告、帳簿書類の提出、工事現場の点検等を求められた場合には、協力すること。

## (3) 実効性の確保

- ・ 県発注工事の施工において、適正化要綱に違反する事実があった場合には、直接請負者に対し、指名停止措置を検討する。
- ・ 直接請負者の指名停止措置について責を負うべき下請負人がある場合には、当該下請負人についても、併せて指名停止を講じる。
- ・ 責を負うべき下請負人が県の入札参加資格者でない場合は、下請参加停止措置を講じる。

◎建設業法の規定にも違反している場合は、許可担当部局に通報の上、監督処分の検討を要請します。

## 対象工事

平成26年6月1日以降に入札公告等を行う工事から適用

## 指名停止等情報

- ・ 営業停止または営業禁止業者情報（福井県知事許可業者）
- ・ 指名停止措置情報
- ・ 下請参加停止業者情報

## 関係要領、様式等

| 項 目                                                      | ファイル                         |
|----------------------------------------------------------|------------------------------|
| 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱（様式含む）                               | PDF形式（5,416KB）               |
| 様式第1号（建設業作業員名簿）                                          | PDF形式（43KB）    Excel形式（27KB） |
| 様式第2号（下請制限除外承認申請書）                                       | PDF形式（53KB）    word形式（53KB）  |
| 様式第4号（下請工事契約時チェックリスト）                                    | PDF形式（63KB）    word形式（54KB）  |
| 福井県建設工事元請下請関係適正化指導要綱 Q&A<br>※暫定版から追加・修正のある事項は__（下線）の部分です | PDF形式（390KB）                 |
| 建設工事標準下請契約約款（適正化要綱別表1を追加したもの）                            | PDF形式（238KB）    word形式（81KB） |
| 建設工事標準下請契約約款（適正化要綱別表2を追加したもの）                            | PDF形式（239KB）    word形式（81KB） |
| 営業所および工事現場に備え付ける書類整理表                                    | PDF形式（65KB）                  |
| 情報受付窓口の表示                                                | PDF形式（20KB）    Excel形式（34KB） |
| 「建設工事の種類」「建設業の許可区分」「建設工事の内容」<br>「建設工事の例示」一覧表             | PDF形式（95KB）                  |

PDFファイルをご覧になるためにはAdobe Readerが必要となります  
下にあるAdobe社のWebサイトからのダウンロードとパソコンへのインストールを



## アンケート

ウェブサイトの品質向上のため、このページのご感想をお聞かせください。

分かりやすかった  
  探しにくかった  
  知りたい内容が書かれていなかった  
  聞き慣れない用語があった  
 より詳しくご感想をいただける場合は、[kanrika@pref.fukui.lg.jp](mailto:kanrika@pref.fukui.lg.jp)までメールでお送りください。

---

お問い合わせ先

土木管理課

電話番号 : 0776-20-0469 | ファックス : 0776-22-8164 | メール : [kanrika@pref.fukui.lg.jp](mailto:kanrika@pref.fukui.lg.jp)

福井市大手3丁目17番1号([地図](#)・[アクセス](#))

受付時間 月曜日から金曜日 8時30分から17時(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

---

[ホーム](#) > 建設工事における元請下請関係の適正化について

---

**福井県庁** 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号 ([地図](#)・[アクセス](#))

代表電話 0776-21-1111 | 各所属 F A X 番号は右の組織一覧をご覧ください

## **(4) 公共事業の円滑な施工確保対策について**

# 公共事業の円滑な施工確保対策<概要>

## 公共建築工事の施工確保

- **最新単価適用の徹底**  
 予定価格の設定について、入札日直近の最新単価を適用。
- **見積りを活用した単価設定**  
 実勢価格との乖離のおそれがある場合に、見積りを取って実勢価格に基づいた単価を採用。
- **スライド条項の適切な設定・活用**  
 契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項の適切な設定・活用。
- **適切な数量・施工条件等の設定**  
 設計図書に基づく数量、施工条件等が実態に合わない場合の見直しを徹底。
- **相談受付の開始**  
 新たに公共建築工事の予定価格設定等に関する相談受付を開始（地方整備局等の「公共建築相談窓口」）。

## 予定価格の適切な設定

- **公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価の機動的見直し（2月より新単価を適用）**  
 最近の労務費の上昇傾向を踏まえ、市場の状況に応じた見直しを実施。  
 （※併せて、公共工事設計労務単価の改定に応じて、全国でインフレスライドの適用を実施。）
- **維持修繕工事の歩掛の新設・見直し**  
 橋梁補修工（ひび割れ補修、断面修復、表面被覆）など、歩掛の新設や見直しを実施し、平成26年度から適用。
- **歩切りの根絶へ向けた要請**  
 地方公共団体等に対し、歩切り根絶へ向けて強く要請。

## 適正な工事採算性の確保

- **各種スライド条項の活用の徹底**  
 契約後の資材や労務費の高騰に対応するスライド条項を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図るよう周知徹底。
- **資材等の遠隔地調達に対する追加コストの精算払い**  
 資材等を遠隔地調達せざるを得ない場合に、工事の設計変更による追加コストの精算払いを実施。

## 人手不足への対応・平準化

- **地域企業の活用に配慮した発注ロットの大型化**  
 技術者等の不足状況など、地域の実情等に応じて発注ロットを大型化。
- **主任技術者の兼任要件の緩和（5km→10km）**  
 近接した施工場所において主任技術者が兼任して管理できる範囲を、これまでの5km程度から10km程度に緩和。
- **国・地方公共団体の発注見通しを統合して公表**  
 地域の実情等に応じて発注見通しを統合し、公表を実施。
- **柔軟な工期の設定**  
 受注企業の希望に応じて工期の開始時期を調整するフレックス工期や、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間（実工事期間の30%かつ3ヵ月以内）の設定を実施。
- **設計変更等における柔軟な運用を実施**  
 既契約工事への設計変更による追加などを状況に応じ柔軟に実施。

# 府県政令市での取り組み状況

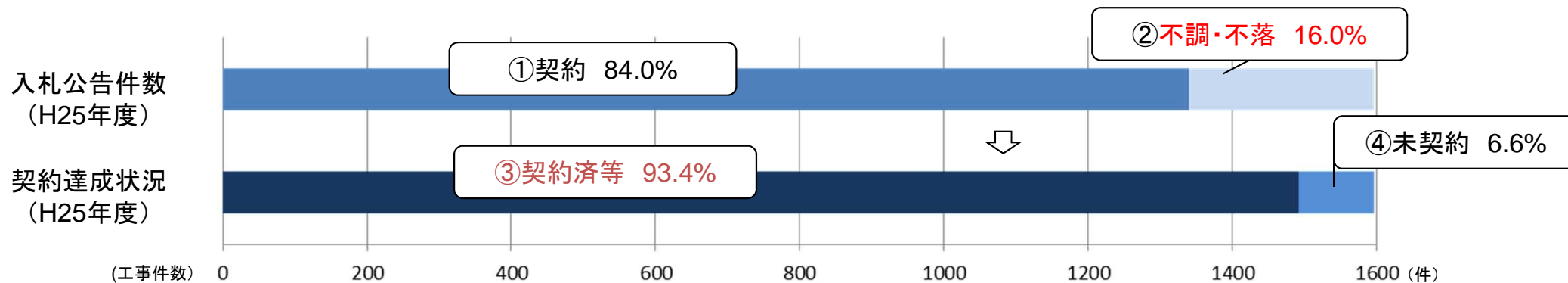
| 対策      | 最新単価適用の徹底 | 見積りを活用した単価設定 | 資材等の遠隔地調査に対する精算 | 施工箇所所在の積算方法の活用 | 維持修繕工事の歩掛かり新設・見直し | 積算条件明示の徹底 | 若手技術者の積極的活用 | 配置予定技術者(主任技術者)兼任の要件緩和 |
|---------|-----------|--------------|-----------------|----------------|-------------------|-----------|-------------|-----------------------|
| 機関名     | 実施時期      | 実施状況         | 実施状況            | 実施状況           | 実施状況              | 実施状況      | 実施状況        | 実施状況                  |
| 近畿地方整備局 | H26.2.1以降 | ◎            | ◎               | ◎              | ◎                 | ◎         | ◎           | ◎                     |
| 福井県     | H26.2.1以降 | ◎            | ◎               | ◎              | ○                 | ◎         | ○           | ◎                     |
| 滋賀県     | H26.2.1以降 | ×            | ×               | ×              | ○                 | ◎         | ◎           | ◎                     |
| 京都府     | H26.2.1以降 | ×            | ×               | ◎              | ○                 | ◎         | △           | ◎                     |
| 大阪府     | H26.2.1以降 | ×            | ×               | ×              | ◎                 | ◎         | △           | ◎                     |
| 兵庫県     | H26.2.1以降 | ×            | ×               | ×              | ○                 | ◎         | ◎           | ◎                     |
| 奈良県     | H26.2.1以降 | ×            | △               | ◎              | ◎                 | ◎         | ◎           | ◎                     |
| 和歌山県    | H26.2.1以降 | ◎            | ×               | ◎              | ○                 | ◎         | ◎           | ◎                     |
| 京都市     | H26.2.1以降 | ×            | ×               | ×              | ○                 | ◎         | ◎           | ◎                     |
| 大阪市     | H26.2.1以降 | ◎            | ×               | ×              | ○                 | ◎         | △           | ◎                     |
| 堺市      | H26.2.1以降 | ×            | ×               | ×              | △                 | ◎         | ×           | ◎                     |
| 神戸市     | H26.2.1以降 | ×            | ×               | △              | ○                 | ◎         | ◎           | ◎                     |

実施状況の凡例

|             |   |
|-------------|---|
| 実績あり        | ◎ |
| 実施予定(年度内)   | ○ |
| 実施検討中(時期未定) | △ |
| 現時点で実施予定なし  | × |

# 近畿地方整備局における不調不落発生状況

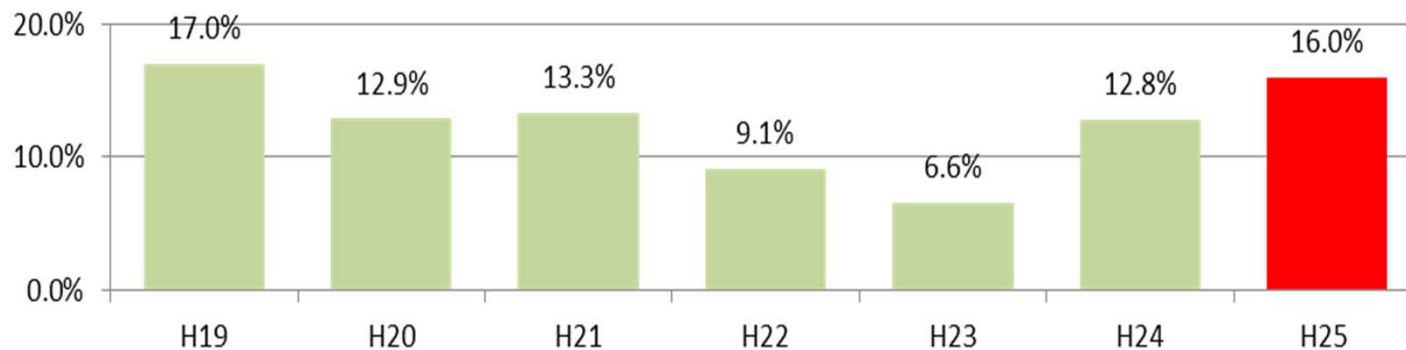
## ●不調・不落の発生状況及び契約達成状況（H25年度）



未契約についてはH26年度に再公告等を行い対応

## ●年度別 不調・不落の発生状況推移

近畿の不調・不落工事の発生状況(件数ベースの発生率)



|    |                                                 |
|----|-------------------------------------------------|
| 件名 | 近畿地方整備局のホームページで『管内7府県・4政令指定都市の公共工事の発注見通し』が見られます |
|----|-------------------------------------------------|

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要 | <p>国土交通省近畿地方整備局では、「近畿ブロック発注者協議会」に参画している管内7府県・4政令指定都市が個別に公表している『公共工事の発注見通し』を近畿地方整備局ホームページ内に一元化（リンクを張り統合）を行います。</p> <p>これにより異なる発注者の公共工事の発注見通しが一元的に見られるようになり、建設業に携わる方々の計画的な技術者の配置や円滑な資機材調達に役立つことが期待されます。</p> <p>なお、今後も皆様のご意見を取り入れながら、より良いものに改良していく予定です。</p> <p>○掲載時期及び掲載ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年6月12日</li> <li>・ホームページアドレス<br/><a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/hukentou/hukentou-mitoshi.html">http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/hukentou/hukentou-mitoshi.html</a></li> </ul> <p>○参画機関</p> <p>近畿地方整備局<br/>福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県<br/>京都市、大阪市、堺市、神戸市</p> <p>&lt;近畿ブロック発注者協議会&gt;</p> <p>本協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について、情報交換や情報共有などを行い、連携強化や発注者間相互の連絡調整を図り、もって近畿ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的として、平成20年度から設立しています。</p> |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|     |   |
|-----|---|
| 取扱い | — |
|-----|---|

|      |                                                 |
|------|-------------------------------------------------|
| 配布場所 | 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ |
|------|-------------------------------------------------|

|       |                                                                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問い合わせ | <p>近畿地方整備局<br/>企画部 技術管理課 課長 西本 信弘（内線 3311）<br/>建設専門官 小林 正治（内線 3158）<br/>電話 06-6942-1141（代表）<br/>06-6942-0207（夜間直通）</p> |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



# 公共工事の発注見通しの一元化

①

近畿地方整備局ホームページ

国土交通省 近畿地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kinki Regional Development Bureau

文字サイズの変更 標準 拡大 ▶ インターネット閲覧支援ツール  
▶ サイトマップ ▶ ご意見・お問い合わせ ▶ English Website

検索 検索方法について

近畿地方整備局について 総務部 企画部 都市・公園建設産業 河川部 道路部 港湾・空港部 営繕部 用地部



瀬田川洗堰

- 記者発表
- 事業評価監視委員会
- 入札監視委員会
- 情報公開
- 個人情報

## 防災情報

詳しい防災情報はこちら>>>

| 風水害            | 雪害             | 地震災害           | 道路災害           | 水質事故           | その他            |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 注意             | 平常             | 平常             | 平常             | 平常             | 注意             |
| 14/06/05 11:20 | 14/02/17 09:15 | 14/04/03 18:00 | 10/04/13 18:40 | 08/04/16 10:40 | 13/04/05 17:55 |

災害対策本部の体制について

## 災害情報

2014年6月5日 11:20 近畿地方整備局風水害対策本部は、注意体制を発令します。  
2013年4月5日 17:55 近畿地方整備局危機管理対策本部は、注意体制 を発令します。

## 新着情報

## 近畿地方整備局の仕事

- プロジェクト
- 防災
- お役立ち情報
- 技術・事業者情報
- 発注・入札情報
- 相談窓口

①クリック

近畿地方整備局の予算 事業概要 採用情報 建設業BCP 検証対象ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 近畿地方整備局 研究発表会 高速道路の料金引下げ

国際物流戦略チームHP 国際物流目安箱 近畿圏広域地方計画 近畿が変化ります 情報化施工 淀川水系河川整備計画における取り組み XRAIN 国土交通省X/VDMPレポート掲載情報 あなたの町のハザードマップ 国道43号通行ルール(兵庫県域) ご協力をお願いします

近畿防災連絡会 安らぎの紀伊半島へ 魅せる！現場 ~現場を支える人々へ~

## 国土交通省近畿地方整備局

[総務部・企画部・建設部・河川部・道路部・営繕部・用地部]  
〒540-8586  
大阪市中央区大手前1-5-44  
大阪合同庁舎1号館 地図 TEL:06-6942-1141(代表) FAX:06-6943-1629

[港湾空港部]  
〒650-0024  
神戸市中央区海岸通29  
神戸地方合同庁舎 地図 TEL:078-391-7571(代表) FAX:078-325-8287

②

## 国土交通省近畿地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure and Transport  
Kinki Regional Development Bureau

- [ご意見お問合せ](#) |
- [サイトマップ](#)
- [近畿地方整備局TOP](#) >
- [発注・入札情報](#)

### 発注・入札情報(港湾空港関係を除く)

[港湾空港関係の発注・入札情報はこちらをクリックしてください](#)

#### 発注・入札情報

##### 発注の見通し

- [建設工事及び建設コンサルタント等の発注見通し\(入札情報サービス\(PPD\)\)](#)
- [建設工事及び建設コンサルタント等の発注見通し\(宮内関係\)](#)
- [国・府県政令市\(近畿地方整備局管内\)の公共工事の発注見通し](#)

##### 入札公告等又は契約者の募集等

- [建設工事及び建設コンサルタント等の入札公告等\(PPD\)](#)
- [建設工事及び建設コンサルタント等の入札公告等\(宮内関係\)](#)
- [物品・役務の一般競争入札公告](#)
- [参加者の有無を確認する公募手続\(建設コンサルタント業務等及び物品・役務\)](#)
- [企画競争\(役務\)](#)

②クリック  
※新たに追加

③

### ◀国・府県政令市(近畿地方整備局管内)の公共工事の発注見通し▶

#### 国の公共工事の発注見通し

- [近畿地方整備局](#) [近畿地方整備局ホームページ内]

#### 府県の公共工事の発注見通し

- [福井県](#) [福井県ホームページ内]
- [滋賀県](#) [滋賀県ホームページ内]
- [京都府](#) [京都府ホームページ内]
- [大阪府](#) [大阪府ホームページ内]
- [兵庫県](#) [兵庫県PPD]
- [奈良県](#) [奈良県ホームページ内]
- [和歌山県](#) [和歌山県ホームページ内]

#### 政令市の公共工事の発注見通し

- [京都市\(上下水道局、交通局除く\)](#) [京都市ホームページ内]
- [京都市\(上下水道局\)](#) [京都市上下水道局ホームページ内]
- [京都市\(交通局\)](#) [京都市交通局ホームページ内]
- [大阪市\(交通局除く\)](#) [大阪市ホームページ内]
- [大阪市交通局](#) [大阪市交通局ホームページ内]
- [堺市](#) [堺市ホームページ内]
- [神戸市](#) [兵庫県電子入札共同運営システム(e-ひょうご)]

③クリック  
※近畿地方整備局・府県政令指定都市の  
公共工事の発注見通しの公表ページに！

アドレス

各自治体の公共工事の発注見通しに関するお問合せについては、各々の自治体にお問合せください。

[http://www.kkr.mlit.go.jp/n\\_info/hukentou/hukentou-mitoshi.html](http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/hukentou/hukentou-mitoshi.html)

- 府県・政令市 HPから統合HPへのリンク設定
- 統合(リンク設定)機関の拡大
  - ・国の機関
  - ・市町村
  - ・特殊法人等
- 統合(リンク設定)に関する意向調査では、  
大多数の発注機関がリンク可能と回答
- 工事発注規模(概算額)の公表に関する検討

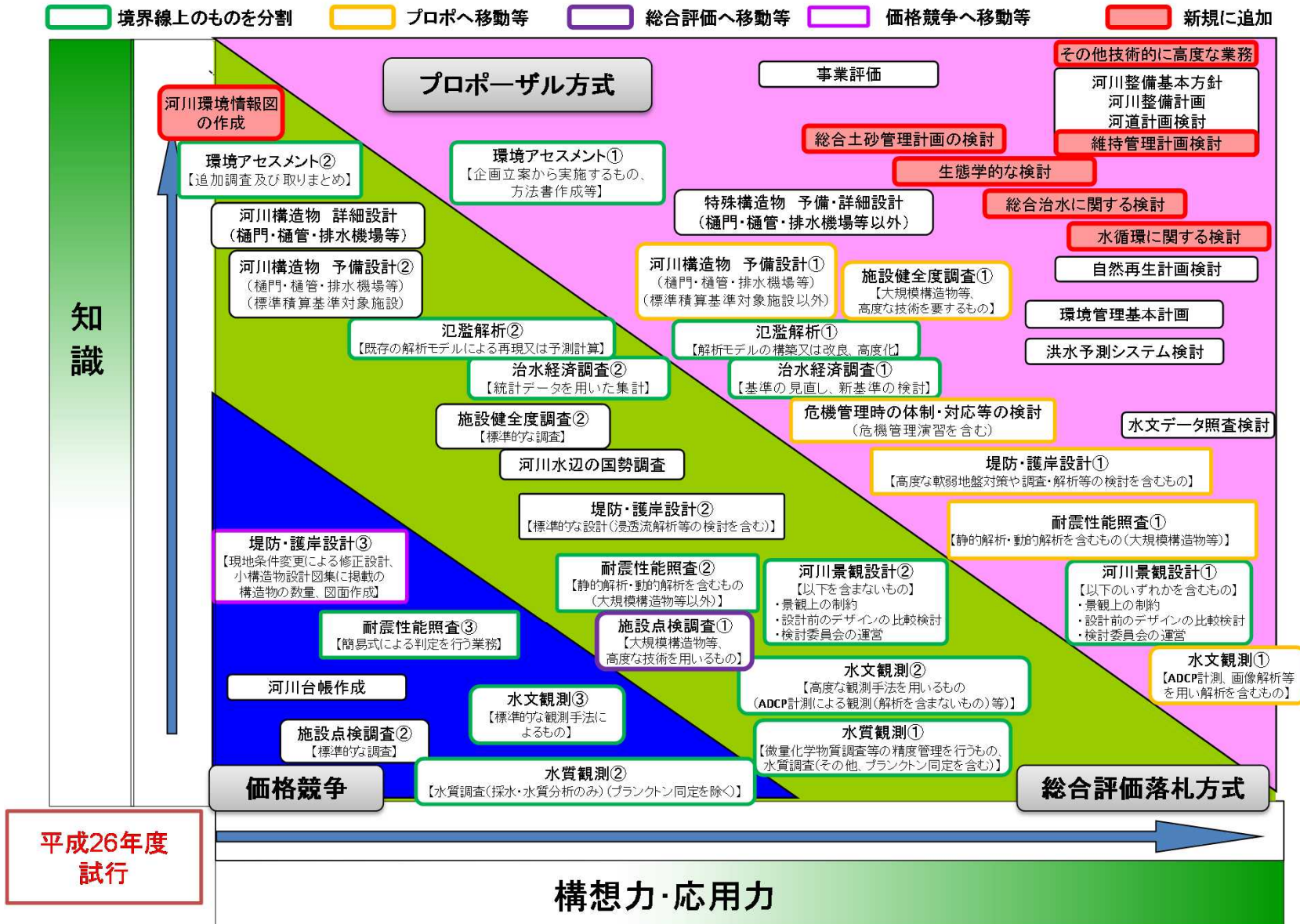
など

## 近畿地方整備局における 業務等の品質確保対策について

- ◆業務内容に応じた適切な発注方式の選定（試行）
- ◆技術者評価を重視した選定（試行）
- ◆その他の取組

# 標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

## 河川事業

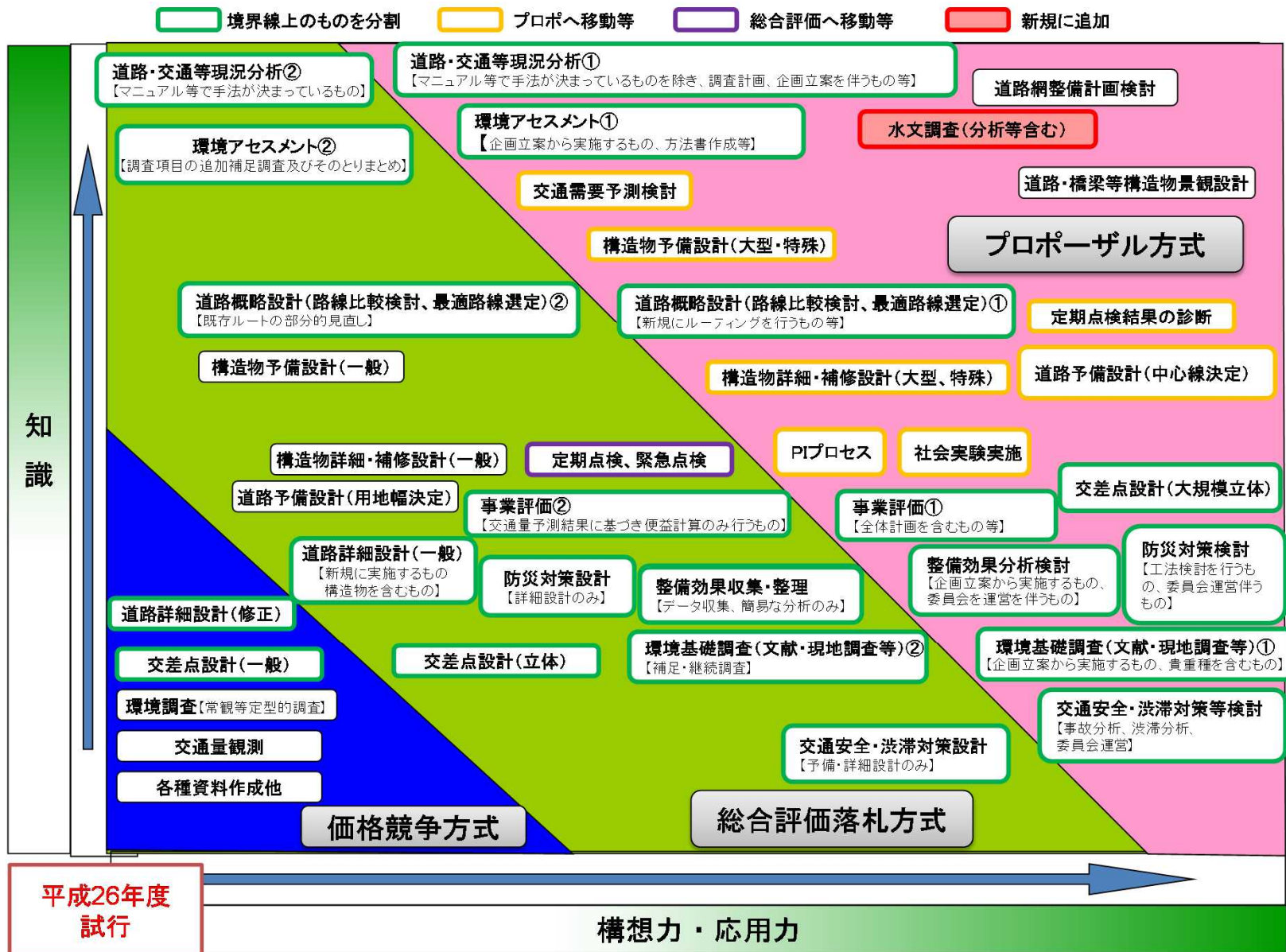


(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではありません。



# 標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

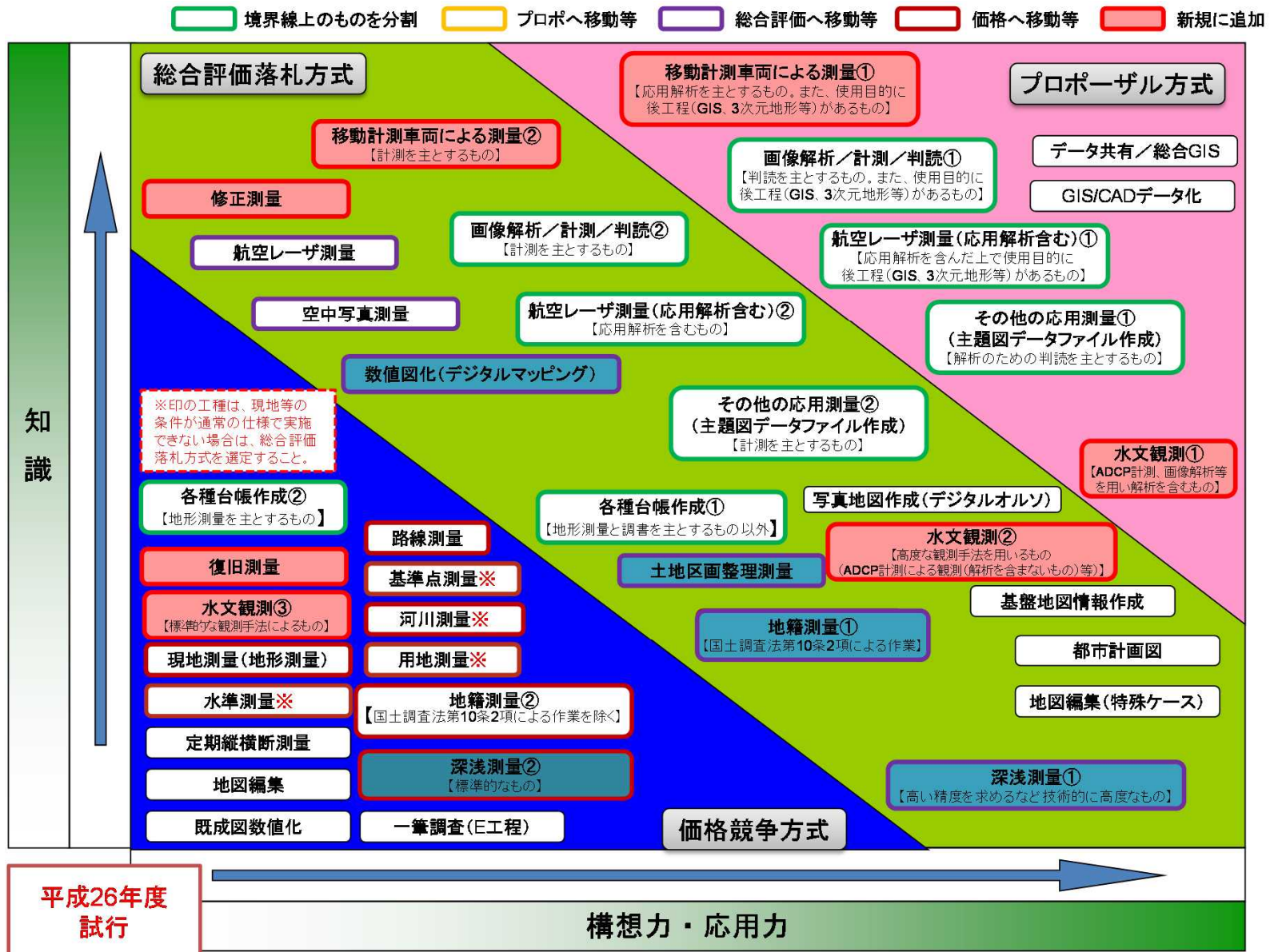
## 道路事業



(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

# 標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

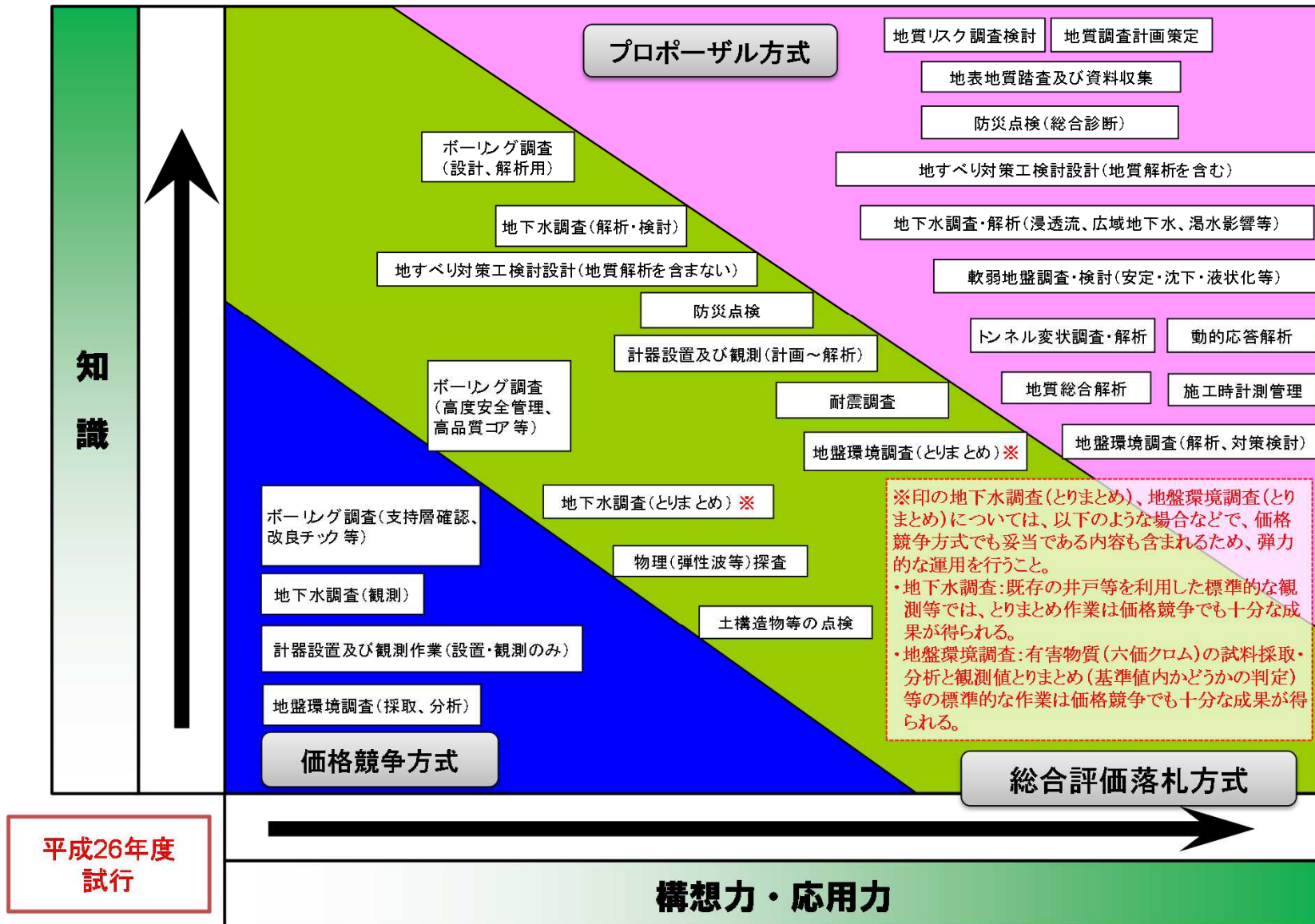
## 測量調査



(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。

# 標準的な業務内容に応じた発注方式選定表

## 地質調査



(注) 上図は、業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。



# 技術者評価を重視した選定（試行）

## ◆「技術者評価を重視した選定」に関する試行の取組

### ○課題

- ① 総合評価落札方式の標準型（1:2、1:3）の業務は、評価テーマに関する技術提案の作成や審査とりまとめなど、受発注者双方ともに、負担が大きい。
- ② 技術者の過去の成績は、信頼性が高い指標といえるが、現在は、評価ウエイトが小さい。
- ③ 評価テーマについては、配点割合が高くなっても、成績が向上するといった相関関係は、確認できない。

※技術者成績では、評価ウエイトが高まると業務成績も比例して高くなる。

### ○実施概要

- 総合評価落札方式の標準型で発注すべき内容の土木関係建設コンサルタント業務のうち、対象業務から概ね2割程度を抽出して、入札段階で評価テーマの配点をとりにやめ、技術者の成績・表彰と実施方針への配点を拡大し試行する。

### ○対象業務

【河川事業】堤防・護岸設計②

【道路事業】道路予備設計（用地幅決定）、構造物予備設計（一般）、  
構造物詳細・補修設計（一般）、道路詳細設計（一般）

※ただし、地質等においては、全体件数が少数なため、本要領では、試行対象としていないが、発注事務所等が自主的に実施することは否定しない。

# 技術者評価を重視した選定（総合評価落札方式（1：3）の試行）

## 「技術者評価を重視した選定」における技術評価の配点（試行）

業者選定段階の評価配点は従来どおりとし、**技術点評価段階は下記の配点により技術点を評価**する。

| 平成26年度総合評価落札方式(標準型)にて発注すべき業務の分類                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 右記以外の全ての業務                                                                                                    | <b>試行業務</b>                                                                                                                                                                                                                              |
|                                                                                                               | <b>対 象</b><br>【河川事業】 堤防・護岸設計<br>【道路事業】 道路予備設計(用地幅)<br>構造物予備設計(一般)<br>構造物詳細・補修設計(一般)<br>道路詳細設計(一般)                                                                                                                                        |
|                                                                                                               | <b>試行件数</b> 対象業務の概ね2割程度                                                                                                                                                                                                                  |
| ※配点イメージは従来通り<br>(1：2の配点イメージ)                                                                                  | ※評価テーマは設定しない<br>※価格点と技術点の割合は総合評価落札方式（1：3）の配点イメージと同様                                                                                                                                                                                      |
| <p>価格点 7.5~15%</p> <p>技術者の実績等 18~25.5% (33%)</p> <p>技術者の成績表彰 15~30%</p> <p>実施方針 37~52% (67%)</p> <p>評価テーマ</p> | <p>価格点 5~10%</p> <p>技術者の実績等 40~45% (50%)</p> <p>技術者の成績・表彰 ※表彰の配点は変更しない 50%</p> <p>実施方針 50~62.5% (50%)</p> <p>評価テーマ</p>                                                                                                                   |
| (1：3の配点イメージ)                                                                                                  | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>ヒアリングの実施</b><br/>                         試行業務では、入札段階の技術評価において、<b>予定管理技術者の過去の実績</b>や<b>業務理解度、業務実施手順等</b>について、配置予定管理技術者と面談し、当該業務の履行に必要な技術力の確認を行うものとする。                     </div> |

# 条件明示の徹底（条件明示チェックシート(案)の試行）

平成24年度～ 試行

## 1. 目的

- 発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る。

## 2. 実施内容

- 詳細設計業務発注時において、発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、**条件明示チェックシート(案)を活用**

- 未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

### 条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)

- **平成24年度から一部の詳細設計業務を対象に試行開始、平成25年度は適用工種を拡大し試行を継続。**

H25年度 道路詳細設計(平面交差点を含む)、橋梁詳細設計、樋門・樋管詳細設計、  
対象工種： 築堤護岸詳細設計、山岳トンネル詳細設計、共同溝詳細設計

- **平成26年度からは対象を拡大し、砂防詳細設計についても実施予定**



**適切な時期に設計条件を受注者に提示し、発注者の責任を確実に履行**

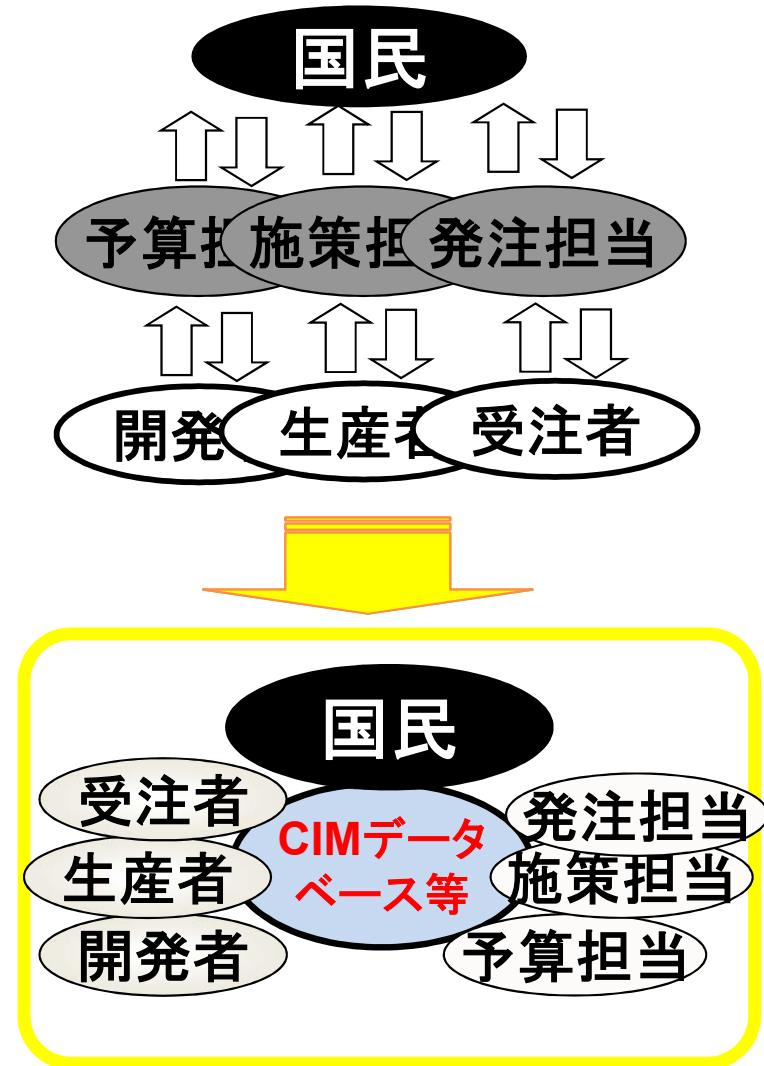
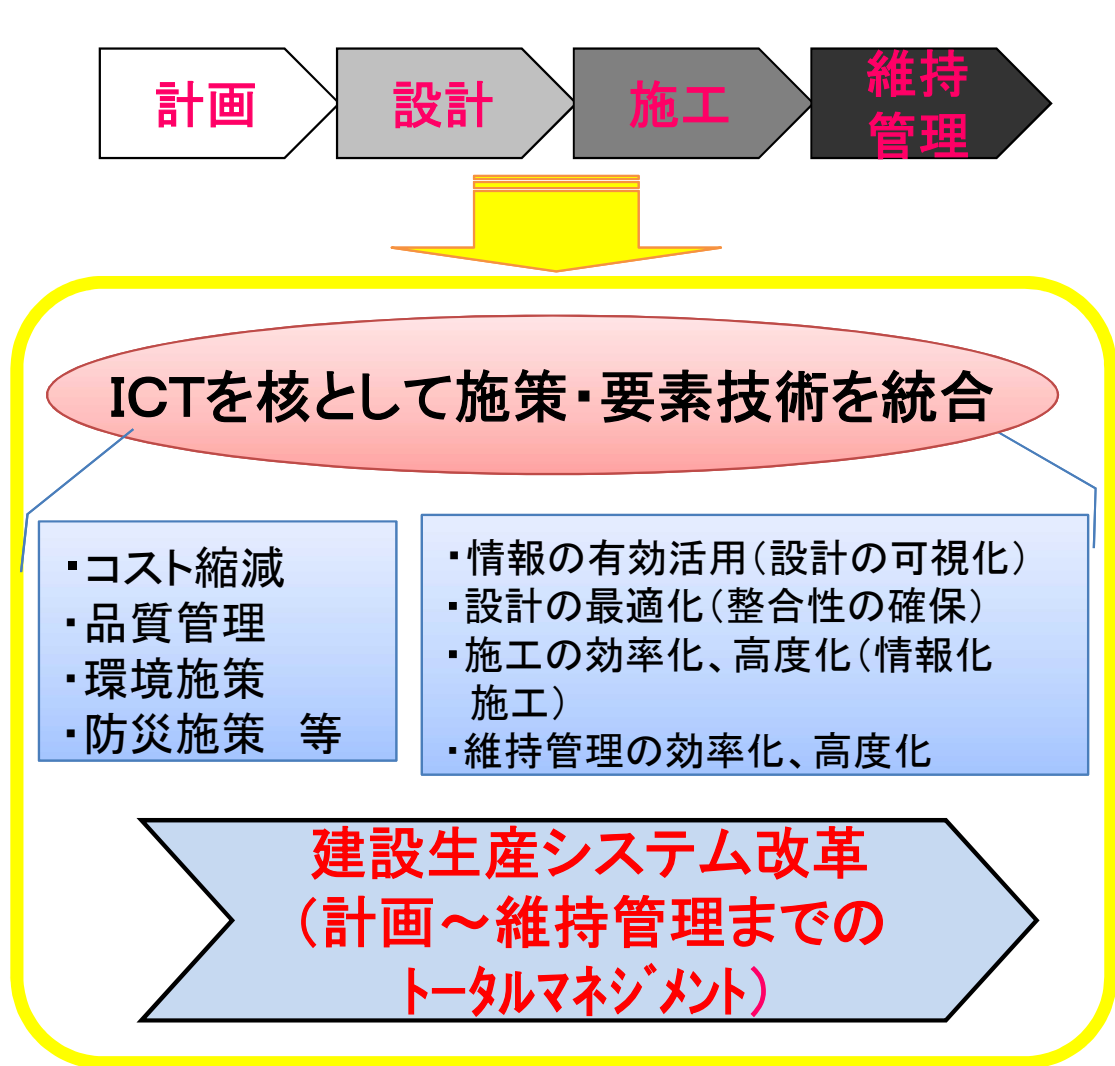
- 近畿地方整備局のホームページでは、条件明示ガイドライン(詳細設計)(案)及び、条件明示チェックシート(案)のエクセルデータを下記アドレスに掲載しています。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/conditionguide/index.html>

# CIMの取り組み(IT活用で社会資本整備の高度化を推進)

## CIM (Construction Information Modeling) (土木分野)

「CIM」とは、計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においても**3次元モデルに連携・発展**させ、あわせて事業全体にわたる**関係者間で情報を共有**することにより、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るものである。  
 3次元モデルは、各段階で追加・充実され、**維持管理**での効率的な活用を図る。





# CIM導入による効果 ー平成24年度 全国11モデル事業の実施

- 公共事業において計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階においての3次元モデルに連携・発展させ、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産システムの効率化・高度化を推進する。

- 近畿地方整備局のCIMモデル事業の取組実績
- 平成24年度 試行業務 1件
  - 平成25年度 試行業務 2件, 試行工事 8件

CIM (Construction Information Modeling) : コンピュータ上に作成した3次元形状情報に加え、材料・部材の仕様・性能、コスト情報等、構造物の属性情報を併せ持つ構造物情報モデルを構築すること



### 合意形成が速くなる

- ・住民説明会
- ・工事説明会
- ・関係者協議 (管理者・警察等)



### 意思決定が速くなる

- ・三者会議 (発注者ーゼネコンーコンサル)
- ・本局ー事務所ー出張所等
- ・受注者ー発注者
- ・元請ー下請



### 設計変更が容易になる

- ・数量算出の自動化等

### 施工性が向上し工期が短縮できる

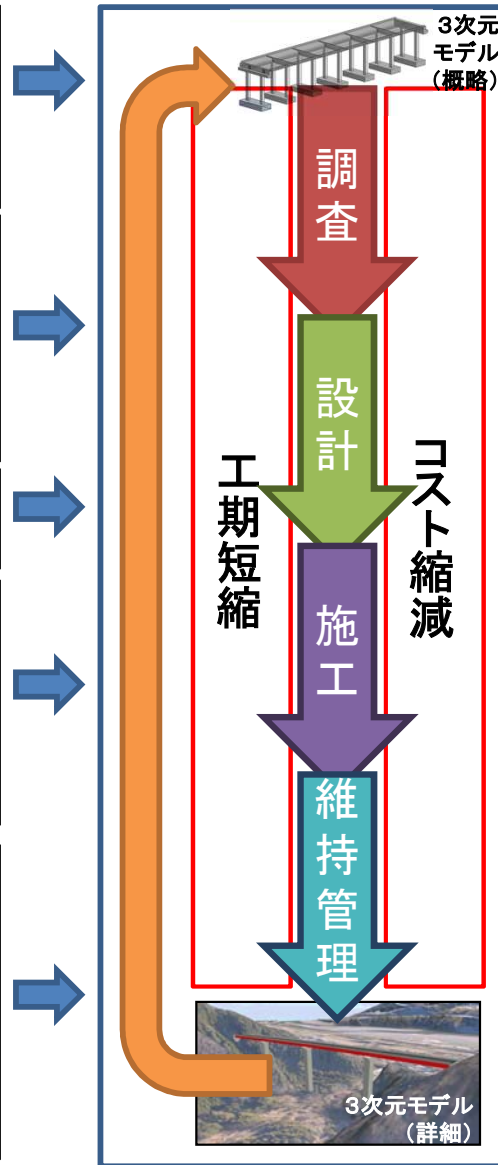
- ・施工計画書への反映
- ・施工順序等の最適化
- ・現場内情報共有
- ・仮設等安全性向上



### 適確な維持管理

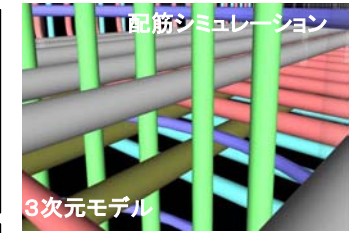
- ・施工時の品質情報やセンサー情報など維持管理に必要な情報をモデルに追加することによる維持管理の効率化

維持管理における情報共有ツールのイメージ



### 設計ミスや手戻りが減る

- ・設計の可視化
- ・図面等の整合性確保
- ・数量算出の自動化等
- ・違算の防止



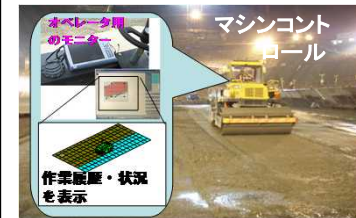
### 比較・概略検討等が容易になる

- ・ルート選定が容易
- ・概算コスト比較が容易
- ・国土地理院データの活用
- ・詳細設計への移行が容易



### CIMと情報化施工のデータ連携

- ・3次元データの共有
- ・情報化施工による現場の高速化
- ・安全性・確実性の向上



### 工事現場の安全を確保

- ・作業現場内危険箇所的事前チェックにより事故を防止



### アセットマネジメントシステムの確立・運用

世界最先端の建設生産システム⇒新産業の創出